



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロイド・ジョージとヨーロッパの再建 (2)
Author(s)	吉川, 宏; YOSHIKAWA, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 13(3-4), 21-113
Issue Date	1963-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16020
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(3-4)_p21-113.pdf



ロイド・ジョージとヨーロッパの再建 (二)

吉川宏

目次

- はしがき
- 第一章 ロイド・ジョージ外交の条件と課題
- 第一節 象徴の遺産
- 第二節 人民的統制の諸様相
- 第三節 「実際問題」の解決 (以上前号)
- 第二章 現実主義的平和構想
- 第一節 国際連盟と現実政策
- 第二節 軍縮案の基本目標
- 第三章 国家的インセンユリテイの極小化
- 第一節 「カルタゴ式講和」との対立
- 第二節 保障条約 (以上本号)
- 第四章 ヨーロッパの安定とロシア
- 第一節 和陸の諸前提
- 第二節 人民外交と干渉政策

第五章 賠償問題をめぐる世論と外交

第一節 ムード 対政策

第二節 「戦役」対「損害賠償金」

第三節 「政治のプロテウス」

むすび

第二章 現実主義的平和構想

第一節 国際連盟と現実政策

一 「国際連盟は恒久平和にとって不可欠のものである。ヨーロッパにおいて多数の小国が再興されたが、これらの国々は欲深い隣国の貪欲と野心に対し自らを守るために国際連盟を必要とするであろう。われわれは、国際連盟が設立され、そしてそれが現実のものとなるという保証を得べく平和会議へ出かけるのである。私は平和なくしてわれわれの進歩はありえないと信ずる者の一人である。国際連盟は平和を保障しまた広範囲の軍縮を保障し、そしてこの軍縮こそが徴兵から諸君が免れうるのを保証するものなのである。勿論、われわれは帝国を警護するに足る軍隊をこの国に備えておかねばならないが、私が期待しているのは、国際連盟の成立とともにいかなる国においても徴兵制の必要のなくなる事態である。」⁽¹⁾これはロイド・ジョージが休戦直後に自由党の指導者達を前にして行なった講和条件についての演説の一節である。大戦中、国際連盟あるいは国際機構についての提案は一面において政府の追求して「失

敗した」政策に対する反対提案であり、また「ノック・アウト政策」と対抗する講和の提案であった。それだけに、この提案に対するロイド・ジョージの態度は連盟を戦後に論ぜらるべき問題であると主張する側に接近していた。彼が国際連盟の設立を平和構想に掲げたのは、戦争目的政治の最中においてであり、この時に彼は政治的統合のための象徴としての国際連盟の重要性を認めたのであった。この意味で、国際連盟の創設もまた戦争目的政治の遺産に係わるものであった。

戦争終結までに、国際連盟の創設は戦後処理におけるイギリス政府の政策目標として確定されていたが、もともと保守党系のひとびとのそれに対する態度は、連盟の機能を制限するということではいやいやながら受け入れるものから、連盟案の基礎づけられているすべての前提を真正面から否定するものまで色々であったとはいえ、一般的にはきわめて批判的かつ消極的であった。従って、連盟設立が公式の目標とされながらも、その実質的意義を疑い、あるいはその現実的効果を危惧する態度は、ロイド・ジョージ保守党連立内閣の中で根強いものがあつた。パリ平和会議においてウイルソン大統領やスマッツ將軍 (Smuts, General J.) と並んで、国際連盟規約作成の中心となつたロバート・セシルは、休戦直後に、連盟創設に表面だけ賛成をしているひとびとを批判して、「心の中で〔連盟創設をめぐる〕すべてのことは戦争中の疲弊と感情から生じた夢にすぎないと確信している多くのひとびとがいる。かかるひとびとにとっては、互に警戒し合っている同盟諸国民の複数グループと勢力均衡の古い体制——着々と軍備を増大させ、保障と再軍備の秘密条約によって強化されること——が望みうるすべてなのである」と述べている。⁽²⁾ 実際に国際連盟に対する批判的発言は内閣の中で聞かれただけではなかつた。それは選挙演説の中にさえ見出すことができるのである。例えば一一月二六日夜、「ジョン・マックリー」(John MacLean スコットランドの革命主義者、戦争中に反戦運動で投獄される。) を叫ぶ聴衆の声で騒然と

なつたダンディでの演説会で、チャーチルは「国際連盟は決してイギリス艦隊に取つて代わるものではない」と述べて、⁽³⁾国際連盟に批判的な彼の立場を明らかにしたのである。

保守主義者達が国際連盟を非現実的理想主義の所産としてその構想を批判する場合に、彼らが問題としたのは、「公権力の法が武力の行使に取つて代わる」とか「勢力均衡に代わる国際協議会」といった思想ないし構想であり、また彼らの恐れたのは権威をもちしかも小国の加わつた国際連盟が大国としてのイギリスの権益を破壊することであつた。連立内閣において保守党は強い発言権をもつていたのであるから、政府が国際連盟の創設を戦後処理における目標の一つに掲げた時、国際連盟は注意深く制限された機構として構想されていたことはいうまでもない。それでいてなお連盟設立それ自体に反対する意見があつたとをたたないのであつた。その原因は、一つには連盟設立による国家主権の制約ということが、連盟の実権を握る国からの干渉として意識されていたことにある。国際連盟設立を推進することでも最も高い声望をかちえていたのはウイルソン大統領であつたから、連盟の「権威」に対する警戒は当然に彼の代表する国家に向けられていた。しかもウイルソン自身の構想は「旧体制」に代わるものとして出されていただけに、ウイルソンの連盟案に対する反対は激しいものとならざるをえなかつた。一九一八年一二月末の帝国戦時内閣でオーストラリア首相ヒューズ(Hughes, W. M.)はウイルソンの「独裁」に反対して次のように述べている。

「十分に注意していないと、われわれ自身が、全く必要もないのにウイルソン大統領の馬車の車軸の裏に引きずられることになる。私はアメリカが戦争で演じた役割をよく知つている。しかしそれはウイルソンが戦後処理の機関における神であり、あるいは世界の将来が基礎づけられる条約を決定するにふさわしいというほど高いものではない……」。アメリカはフランスに勝るといえる方だけの物質的あるいは精神的援助をならんと与えなかつた。もしもクレマンソー氏が、ウイルソン大統領の取つていふようにみえる方

針を取るのであれば、『貴方はそのように言う権利がある』と言うに私はやぶさかでない。私は、多大の犠牲を蒙ったイギリスとフランスが、両国の利益を守つて、御本人自身の国を代表して語る権利さえない人に両国の将来を決定させるようなことがないように望むものです。ロイド・ジョージ氏は自国民衆の圧倒的な投票を獲得した。それは彼がなしてきたことについての承認であるのみならず、彼らの犠牲が空しいものとならぬように氏が努めるだろうという彼らの信頼によるものであります……………。世界がいかに統治されるべきかをわれわれに命ずることは、ウィルソン大統領に許されてはいない。もしも文明の保持が合衆国に委ねられていたら、今日われわれは悲嘆と束縛の中におることであろう。国際連盟について私は次のように考える。連盟が、時代の嵐に耐え、切り抜けるためには、歴史的结合と實際の必要に合致して構成された英帝国のようなものであらねばならないであろう。しかるに、ウィルソン大統領は實際的シェーマを全然もっていないし、また経験のテストに耐えるいかなる提案ももっていない。彼にとつて連盟は子供にとつての玩具のようなものである。彼はそれを手に入れるまで幸福でなからう……………。オーストラリアを代表して言えば、私はオーストラリアが蒙つた犠牲の代わりになにを得るのかを知りたい。私は、私が欲していること、すなわち、海洋の自由……………及び安全と帝国の発展のために必要な保障及び賠償と償金を獲得した時には、国際連盟にその他の問題を譲ることに反対しないであろう。連盟のようなものは、しかし、適切に構成されねばならないのであつて、英帝国が戦争で蒙つたその犠牲と世界におけるその地位に応じた所をうるようなものであらねばならぬ。いかなる場合においても、われわれは「平和」会議がその仕事を完成させてしまふまで連盟にわれわれ自身を委ねるべきではない。国際連盟から始め、かくてあらゆることが常にこの連盟に属するものとすることは、影のために実体を断念することを意味するであろう。国際連盟は大寺院の九天井の上にある金めつきの玉であつて、礎石ではないと考⁽⁴⁾える。」

ヒューズの見解は帝国戦時内閣において一方の極をなす見解であつたといへ、彼の国際連盟観は内閣を構成していた現実主義的なイギリス政治家達が程度の差こそあれ等しく抱いていた観念であつた。彼らは現実主義の観点から

連盟の意義を疑ったが、彼らはウイルソンに「玩具」を持たせねばならなかった。大戦中における、旧世界に対する新世界の挑戦は既に戦争目的の「アメリカ化」(H・G・ウェルズ⁽⁵⁾)という形で展開され、戦後その余波は戦債問題でなお続いていた。イギリスの政治指導者達是对米関係の調整を戦後イギリス外交の最も重要な課題の一つとして認識していた。彼らの間では、もしイギリスが一方的に敵国領土の分割を行なったならば、対米関係は悪化し、戦後の世界政治に重大な結果を招来するであろうとの危惧が表明され、また「将来の世界平和はわれわれの間の良き理解に依拠している」とも述べられていた。⁽⁶⁾ 対米協調がこのように課題としての重要性を帯びる限り、アメリカ大統領が平和条約と不可分のものと考ええる国際連盟は、それが帝国主義的領土分割の目標を制約すると考えられたにしても、公にされる平和構想の中心に据えられねばならなかった。

国際連盟設立の実際の必要はまたイギリス国内の情勢によるものでもあった。オーストラリア首相ヒューズにとってもつばらアメリカ、というよりウイルソンからの圧力と考えられていた事柄は、イギリスの首相であるロイド・ジョージにとって、イギリス国民の切望しているものとして認識されねばならなかった。国際連盟案の系譜に照らしてみれば、ウイルソンの構想がイギリスで戦中・戦後に作成されあるいはまた提唱された諸構想といかに密接に関連しているかが明らかとなる。R・S・ペイカーはそのような関連性を説明して、連盟規約に対するウイルソンの関係は、「他の情報源から彼の所へ到達した諸提案を選択あるいは拒絶し、改作あるいは結合する編集者あるいは編纂者のそれ」であったと書いている。⁽⁷⁾ この説明からも明らかなく、ウイルソンの連盟構想は、彼自身の思想の昇華されたもの、あるいは国際政治へ彼の進歩主義の投射されたものというよりは、むしろ「国際世論」に対する彼の訴えの中から生み出されたものであった。連盟案もまた、彼の諸提案がその内容と展開においてイギリスの自由主義者や社会主義者

の提案に対してもった密接な関係を反映していた。戦争中にみられたウイルソンとイギリス労働党との交渉なき協力の関係は戦争終結後もなお継続していた。一九一八年総選挙の悲観すべき結果をみて、労働党の指導者達は「戦争目的」に示された崇高な理念の実現をウイルソンに期待するしかないと感じていた。彼らは、国際問題に関する限り、平和会議に出席する政治家達の政策のうちでウイルソンの理念のみが彼らの目標と広範に調和的なものと考えていたから、ウイルソンに対する彼らの支持はこれ以外の道を採った場合の結末に対する恐れからむしろ強化されていたのである。⁽⁸⁾ウイルソンに対する彼らの期待は大きく、彼が「民衆の意志の代弁者」として和解の講和の達成に努力することを彼らは予想し希求していた。総選挙直後スノーデンはレイバー・リーダー誌に反動的講和に対する不安を表明して、「イギリス、フランス及びイタリアの政治家達に期待すべきことはなにもも存しない。復讐的で利己的な講和を求めて動いている有力な諸勢力に対する、ウイルソン大統領の挑戦を可能にするだけ充分な民主主義的な後押しが、連合諸国に存するということを、もし彼が確信しさえするならば、彼はこの事態を救いうるのである」と書いた。⁽⁹⁾

イギリスの政府指導者達は、労働党指導者がウイルソンの理想主義に大きな期待をかけていること、多くの国民が国際連盟の創設に平和の維持を期待しているということを無視するわけにゆかなかった。休戦直後に、ロイド・ジョージが連盟創設の必要を唱えていることも、労働党指導者達の言動に示される戦争目的政治と講和の政治との連続面に照らして理解されねばならないのである。ロイド・ジョージは平和会議開催直前の帝国戦時内閣で、「もし連盟が平和会議の結果として設立されることがなかったら、この国には深い失望が、さらには根深い憤りさえも生ずるだろう。国際連盟が望ましいということは今次の戦争で苦難し耐えてきた国民の意向だと確信する」と述べている。⁽¹⁰⁾ 国際連盟の創設は、彼の場合、国内政治の安定のためにも推進される必要のある政策であった。

さて、ロイド・ジョージは「平和条約の真相」の随所で、彼がいかに熱心に連盟の創設に賛同し、またイギリス政府がいかに積極的にこの問題と取り組んだかについて述べている。彼は、国際連盟の創設に逡巡した英仏伊に対するウイルソンの強い圧力によって連盟は成立しえたとする批判に反駁し、また連盟規約がウイルソンによって作成されたのではなく、「実質において」戦争中以来続けられていた英仏政府の共同努力の産物であったと論じている。¹¹ 彼によれば、旧世界の指導者クレマンソーやソニノにみられる連盟構想への不信の態度は、彼らの個人的信念の問題であつて、彼らの代表する政府の態度を現わすものではないし、また右の指導者達も世論の要求に押されて連盟案に賛成するようになったということである。¹² 彼のこのような記述はクレマンソーやソニノのみならず彼自身にも向けられた批判に対する弁明を意図しているように思われる。ところで、彼に対する批判や非難は、概ね、国際連盟による平和というウイルソンの観念を絶対的原則に崇めてなされている。ロイド・ジョージの弁明すらその観念に対する批判を基本的には欠いている。ここにわれわれは恒久平和の達成ということを国際連盟の創設と結びつける考えが大戦間時代にいかに大きな影響力を振っていたかを認識することができる。

これまで考察してきたところからも、ロイド・ジョージが国際連盟の創設を彼の戦後処理政策の重要課題の一つとしていたことは明らかなのであるから、国際連盟構想に対して取った彼の態度に関する最も重大な論点は、彼が彼自身の言葉ほどに国際連盟を信じていたかどうかではなく、本来彼の平和構想において連盟がどのように位置づけられ、その設立の実際の価値がなかに求められ、また連盟がどのようにイデオロギー化されていたかということにあるといえるであろう。以下においてウイルソンの構想と比較しながら、ロイド・ジョージが実際に国際連盟をどのように扱ったかを検討してみることとする。

平和会議までにイギリス政府が公式の国際連盟案を作りあげることがなかったが、政府内部では戦争中から既に国際連盟についての検討がなされていた。イギリス案としてまとまるまでに大きな影響を与え、あるいはその骨格をなした主な案は、「フィリモア委員会報告書」(Report of Phillimore Committee)、外務省覚書、スマッツ案、及びセシル案であった。⁽¹³⁾ これらのうちスマッツとセシルの政治的影響力と彼らの活躍から後の二案が政府案の核となった。イギリスの公式の立場を推測するに、イギリス政府は、戦争の勃発を遅らせるための正規の手続、及び主権国家たる列強に掌握される国際機関をもった、ヨーロッパ協調 (Concert of Europe) に賛成していたといえる。⁽¹⁴⁾ さて、国際連盟についてのこの立場を右にあげた諸案について簡単に考察して、国際連盟に対する政府案の基礎となっている基本的考えを指摘してみることとする。

まず最も基本的な一致点は、セシルやスマッツ、それに政府機関も、国際連盟は超国家であるべきではないとしていることである。彼らは設立される国際機構を「国際政府」ないしは国際的強制力に基礎づけられた「国際司法機関」といった機関として構想することはなかった。国際連盟に権威を付与するという点では、スマッツ案が委任統治制、相対的軍縮計画、徴兵制の廃止や軍需工場の国有化等を提案していること⁽¹⁵⁾で、最も斬新な内容を含んでいたが、全体的にみればそれも他の案と同様に基本的には内容的に保守的なものである。フィリモア案が連盟思想と旧来の外交手続および技術とを和解せよとする奇妙な試みであり、しかも「不十分な折衷物」であったこと⁽¹⁶⁾く、これらの諸案は旧体制の連続面で構想されていたといっても過言ではないであろう。国際連盟は戦争中の連合国同盟体制の継続を内容とするものとしてとらえられ、この脈絡においてその創設は古きヨーロッパ協調を甦らせること⁽¹⁷⁾であった。国際連盟は改良されかつ拡大されたヨーロッパ協調なのであった。国際連盟の設立によってそれらが目指していたのは、国

際紛争を解決する權威的機構の創設ということではなくて、國際紛争解決のための討論の場の恒常化であった。そして、かかる考えに立った「常設國際會議」(a standing interstate conference)や國際事務局設置の提案は、戦争中における「會議による外交」の経験から導き出されたものであった。これら連盟案から生み出された特色ある第二の提案は、國際紛争勃発の場合に少なくとも紛争の原因を國際會議あるいは仲裁裁判所につけ、そこで十分の審査をとげるまで戦争の開始を延期させる措置を講ずるというものである。(セシル案、スマッツ案)

セシルとスマッツは後述する國際連盟委員会イギリス代表として活躍し、また右のセシル案とスマッツ案とは平和會議における國際連盟創設計画の發展に大きく寄与することになるのであった。それ故、國際連盟規約はその最も重要な面の多くでイギリスの公式の立場を反映していたといつて過言ではないのである。⁽¹⁸⁾

國際連盟規約イギリス案は一九一九年一月二〇日頃作成された。この草案は戦争制限のための機関について細目にわたつて規定し、また戦争回避の措置として、これまで検討してきた案に現われていたところの、戦争は法的ないし調停の機関に論争を付託した後でなければ認められないという原則に立つた規定を設けている。だが規約違反に対する制裁に関してはきわめて慎重で、いかなる場合についても強制的仲裁の規定を設けず、また判決や全会一致の決定を履行すべき義務についての規定もない。しかも軍縮や条約の公開についてもなら触れるところがなかった。このイギリス案は、フィリモア委員会の計画よりも野心的であるが、スマッツのそれほどではなかったとされている。⁽¹⁹⁾

一月二二日、十人會議でロイド・ジョージは國際連盟問題の審議を特別の委員会に付託すべきことを提案し、また委員会のための指導案として左のごとき決議案を提出した。

「(a) 国際協力を促進し、容認された国際的義務の履行を確保し、かつ戦争防止法を備えるために、国際連盟が創設されることは、同盟諸国が今集会して作成しようとしている世界的取り決めの維持にとつて不可欠である。

(b) この連盟は一般平和条約の肝要な部分として創設されるべきであり、また連盟はその目的を促進するにたるあらゆる文明国に開放されるべきである。

(c) 連盟構成国は定期的に国際会議に集会し、また会議と会議との間に連盟の仕事を行なう常設組織と事務局を有すべきである。」⁽²⁰⁾

この決議案はその日の会議で採択され、連盟の具体的問題についての審議は特別委員会に移されることになった。ロイド・ジョージが連盟問題の審議をかかるとして進めようとしたのは、とりもなおさず彼のいう「実際問題」の解決という政策に則っていた。審議を特別の委員会に付託するという彼の方策は国際連盟に対する彼の熱意を疑わせるものとして批判されているが、もともと彼を含めたイギリス代表達の構想した国際連盟はウイルソンの唱導する国際連盟とその内容を異にしていた。英米は最初から国際連盟の概念で対立したのであって、実際問題の解決を急いだということは平和構想における連盟の位置づけの違いから出ており、また英米の外交政策の対立の現われであった。パリ平和会議第二回予備会議（一月二十五日）でウイルソンは演説してまず次のように述べている。「われわれは二つの目的で集ったのである。——一つは今次の戦争によって必要となったこの取り決めることであり、他の一つは、この取り決めのみではなく、この会議でそれを維持するためにわれわれが作るうとしている協定によって世界の平和を獲得することである。思うに、国際連盟はこれらの目的の両方に必要である。……………正義が回復され、平和が維持されるような恒久的な秩序作りをすることは、われわれの崇高な義務である。これはわれわれの会合の中心目である。取り決めは一時的であっても、平和と正義のための諸国家の行動は永続的であらねばならぬ。われわれは

永久的手続を立てうるが、永久的決定をなしうるとは思われ⁽²¹⁾ない。」ウイルソンはなによりもまず国際連盟を審議することを求め、これを戦後処理の核たらしめようとした。彼の理念、彼の諸政策のすべてが国際連盟へ集中されており、また国際連盟は「旧体制」との闘争において新体制を表象する象徴であった。それを設立することが諸国民衆の声であるということは彼の教説の大前提であった。右の演説の中で彼はそのことを説いて、「われわれは国際世論のきわめて特殊な条件の下で集会している。われわれは諸政府の代表ではなくて民衆の代表であると言って言い過ぎではない。政府筋を満足させることでは充分でない。われわれに必要なのは人類の意見を満足せしめることである。⁽²²⁾」

他方で彼は、ヨーロッパ的取り決めの保障へアメリカが加わる条件として、その保障が「世界の同盟国」による世界平和の絶えざる管理を含むことをあげている。ヨーロッパの政治、アジアの政治への介入ではなくて、人類のための思考に加わることが、国際政治へのアメリカの介入の大義とされていたのである。⁽²³⁾ いわば、国際連盟は世界の民衆の意志を媒介として単なるヨーロッパ協調体制の性格を脱却して世界的な組織となりえたのである。

人類の意志に基づく連盟の観念は、ウイルソンの場合、戦争の原因がヨーロッパの勢力均衡体制と秘密外交にあるという認識に基づいていた。「旧体制」に代わる機構としての連盟というこの思想は、社会主義勢力の場合には、資本主義政府の代表から構成される「連盟」に反対することによって、より根本的なより激しく批判的な構想へと展開した。ヨーロッパ諸国支配階級の結合した連盟は、反民主同盟となると批判され(マクドナルド)、また創設される国際機構は勢力均衡にとって代わるものであり、また軍縮と公開外交に基礎を置くべきであるということに加えて、それは政府の連盟、外交官の連盟ではなく、議会と世論を代表する「一般民衆の世界同盟」あるいは諸国会議の同盟として構想し提唱されたのである。⁽²⁴⁾ しかし League of nations が政府の平和構想の中に取り入れられるや、それは勢力均衡

のための道具となり、また反民衆的な、現状維持のための、世界資本主義のための国際組織として構想されていくのであった。

さて、平和会議第二回予備会議でロイド・ジョージはウイルソンの連盟設立提案に賛成の演説を行ない、彼の賛意を次のように表明した。「確かに今こそ好機である。確かに、〔第一次世界戦争による〕この組織的兇暴行為よりも、諸国間の紛争を解決するためのより正気な計画が樹立されるべき絶好機である。私はこれが成功するかどうかは知らない。しかし、成功するかどうかは、われわれが試みてみなければわからないのであって、この理由から私は提案に賛成するものである。⁽²⁵⁾」この言葉から、ロイド・ジョージが国際連盟を一つの試みとしてとらえていたことは明らかである。このことは彼の平和構想には既存の秩序の崩壊を觀取し秩序を原理的に再構成するという視座のないことを示唆している。同じく国際連盟の設立を唱えても、かかる点で彼の視座はウイルソンのそれと基本的に異なっていた。ウイルソンが先験的な線にそった思考から国際連盟に新秩序構成の一般原則を見出しているのに対し、ロイド・ジョージは、經驗的な線にそった思考から、連盟が現実の世界に根ざした有効な政治的手段であることを求めた。前者の説く「相互保障」の一般原則は、それが恒久平和のための絶対的な基準と唱えられれば唱えられるほど、後者にとって、イギリスの国民的利益に照らして利害得失が問われ、あくまで一つの試みとして受け入れられるしかないものであった。一九一九年二月、ロイド・ジョージは下院で演説して、国際連盟の設立によって「将来への希望に満ちた実験」が試みられると述べている。⁽²⁶⁾ 国際連盟の設立を求める諸勢力の抵抗しがたい強さや戦争直後の高揚した国際主義的傾向の必然性を認容したからこそ、彼はその「実験」に着手することに踏み切ったのであり、またその新奇な構想は実験的意義において評価されていたが故に、国際連盟は經驗のテストに耐えたものに似せて作られねばならなかった。

ロイド・ジョージにとって国際連盟は「外交上の新考案」であり、戦争中に既に経験済みの「会議による外交」を展させたものとして認識されていた。平和会議直前の帝国戦時内閣で、国際連盟の会議は連盟事務局でのみ開催されるのではなく、色々の国で開催されるであろうし、また色々の国の政治家達が会合することができただけでも、連盟は国際関係をかなり違ったものにする⁽²⁷⁾と彼は述べている。ここには僅少の変化によって国際関係安定の条件を進展させるという接近方法が見出される。彼は連盟構想の基礎にある^{ユニツァーライズム}普遍主義に対し、クレマンソーのように、シニカルな態度をあからさまにすることはなかった。だがウイルソンのように人類の意志に基づく国際組織の設立といった発言をすることもなかったし考えもしなかった。

会議による外交の展開としての国際連盟は先述のイギリス案に含まれている「ヨーロッパ協調」に連続するものである。協調体制 (Concert system) の構造は本質的に大国の寡頭支配体制であり、またその機能は大国の協調の下に諸国家の対立する利害を調整し、弱小国家を保護することであった。一九世紀イギリス外交政策の原則とされる平和主義や勢力均衡は、共通の目的を追求するという仕方であらゆる国家をイギリスの希求する方向へ仕向けながら大陸諸国の協調をはかることであった。政治家達が認識することをおお少なかったが、第一次大戦はヨーロッパ協調体制の崩壊をもたらしていた。この観念的表現が勢力均衡体制——同盟対反同盟の旧体制——は平和を維持しえないという主張にはかならなかつた。列強の排他的協調体に代わる集団安全保障体制の思想が芽生えることによって、戦前の体制は旧いものどされまた原理的に否定されえたのであった。従って、集団安全保障を信ぜず、大国の寡頭体制において安定を考え、しかも国際連盟の設立に賛同する者は、その設立の意義を自国の安全の直接的保障以外のところに求めざるをえないのであった。ロイド・ジョージは連盟構想に冷淡な保守主義者に連盟の必要を説く時、小国がいかに連盟を

熱心に求めているかを強調するのであった。一九一九年二月の下院で、彼らの一人が、世界の諸国で連盟創設は真に希求されているか疑うと述べたのに対して、ロイド・ジョージは国際連盟を軽んずる口調の発言を耳にするのは遺憾であると表明し、「もし平和会議に出席してパリにおったならば、小国がいかに国際連盟に信頼を寄せていること大であるかを認識したことであろう。……小国はすべて心の底から連盟を頼みにしており……単に彼らの全員が連盟に同意しているのみならず、熱望しているのである」と答弁している。⁽²⁹⁾

国際連盟を会議による外交の発展形態としてとらえる彼の連盟観や彼の大国主義的諸政策から考えて、ロイド・ジョージが国際連盟に期待した点は、連盟設立それ自体のもたらす直接的な政治的效果、小国の安全保障のための大国の協調、そして国際紛争解決のための国際討議の場の恒常化にあったといえるだろう。彼が国際連盟にかかる点を求めた場合、彼がなお、「国際連盟は恒久平和にとって不可欠のものである」と本当に考えていたかどうかは疑わしい。

二 パリ平和会議で国際連盟問題についてイギリス政府が主たる目的としていたのは大国間の継続的協働を保障する骨組みを作ることであった。ロイド・ジョージの考えでは、かかる仕事は連盟問題に専念できる各国代表からなる委員会によって行なわれるべきであつて、列強の首長が当初から専念すべきものではなかった。これに反し、ウイルソンは連盟の設立それ自体の中に旧秩序の改革の基本的命題を見出だしていたから、戦後処理の各問題は連盟に体现されている政治理念に照らして解決されるべきものであった。すなわち連盟あつての戦後処理であつた。他方、フランスは連盟をもつばらフランスの「安全」^{セキユリテ}の観点から構想し、⁽²⁰⁾かくてドイツの連盟加入をできるだけ遅らせまた連盟を現状維持の機構にしようとした。国際連盟に対するクレマンソーのシニカルな態度と相まって、フランスはこの問題處理の基本方針においてイギリスの側にくみしていた。

「連盟規約は「平和」条約の不可欠な部分である」ということは、戦争目的的政治におけるウイルソンの政治指導から生み出された彼の基本政策であつたし、また平和会議で彼は再三再四連盟が「全取り決めの鍵」であると述べた。しかし戦後処理の決定の行なわれた十人会議ないし四人会議で、国際連盟に関して具体的な問題の討議が行なわれたことはなく、会議の審議の中心は連盟問題をいかに処理するかであり、ウイルソンを除く他の列強諸国代表の関心もまたそこに集中した。英仏をはじめとする連合諸国は領土・経済問題（植民地の分割、ドイツによる損害の補償等）の解決を急ぎ、⁽³¹⁾国際連盟の実質的審議に関心を寄せたのは委任統治制についてであつた。

国際連盟を戦後処理の鍵にしようとするウイルソンの政策に現実⁽³²⁾に接して、英仏指導者の採つた第一の方策は先述の国際連盟委員会への連盟問題審議付託案である。これは一月二二日にロイド・ジョージによって提案されたもので、その意図するところが十人会議の審議を実際的な問題に集中させることであつたことは明らかである。この案が採用された後、英仏はそれまで会議の審議を効果的なものにするという理由から小国の参加を拒んできた彼らの態度を変えて、連盟問題委員会には小国も参加すべきだと主張するに至つた。ウイルソンはこの主張に反対して、列強のみからなる起草委員会の設置を求めた。これに対するロイド・ジョージの反対理由は、国際連盟が小国にとってより重要であるということにつきるものであつた。⁽³³⁾結局、ロイド・ジョージ等の主張が通つて、国際連盟委員会は五大国に五小国の代表を加えた一五名の委員で構成されることになつた。

バイカーは、ロイド・ジョージ等の意図は委員会をできるだけ扱いにくいものにするにであつたと非難しているが、⁽³⁴⁾彼らの求めていたことは十人会議を国際連盟の機構の細目に関する審議の場ではなく、戦後処理の実際的な問題についての決定の場にするのであつた。彼らは連盟の設立それ自体に反対してはいたわけではないのであるから。だが実

際問題の審議を急ごうとする彼らの目ろみは、ウイルソンが自ら連盟委員会アメリカ代表となるに及んではずれてしまった。

さて、実際問題の解決を求めるロイド・ジョージの努力は、連盟問題が委員会の審議に付されている間に連盟に關連する実際問題について実質的な成果をあげることに向けられた。すなわちこれが国際連盟による委任統治の問題である。「国際連盟」が戦争目的政治の遺産として最も実質的な価値をもって現われたのはこの問題においてだった。戦争目的宣言の際、ロイド・ジョージは「被治者の同意による支配」の原則がヨーロッパ以外の諸地域にも適用されるべきことを唱え、一方ウイルソンはより急進的に無併合を謳った。しかし敵国領土あるいは植民地処理の民主的原則の解釈において両者の意見は根本的に異なっていた。イギリス政府にとつて、ドイツ植民地に対する「被治者の同意による支配」の原則適用の意図は主としてイギリス帝国によって占領されているドイツの植民地をドイツには返還しないことにあつた。連合国の勝利が明らかとなるや、外相バルフォアはいち早く独領植民地をドイツには返還しない旨言明した。^(第)われわれは独領植民地に対するかかる方針の中に植民地再分割のための戦争を貫徹させようとする支配階級本来の意図を見出すことができる。

「民主的」戦争目的は「無併合・無償金」を求める国内・国外からの圧力に応えるべく宣言されたものであるから、戦争が終つても、目標を赤裸に表明して「獲物」の処理を試みることは大きな抵抗を予想せねばならなかった。「講和の条件」となった民主的戦争目的に従えば、いかなる併合政策も認容されえないのであつた。しかるに英仏をはじめとする連合諸国は実際の講和において併合を政策として持ち出し、あるいは安全の保障を盾に植民地の配分をこそ要求したのである。早くも一月二四日の十人会議で、ロイド・ジョージはドイツ植民地の問題を提議し、その際ドイツ

植民地がドイツに返還されることに反対であることを表明した。ウイルソンはこのことに関してはすべて了承されていると述べ、またイタリアと日本もこれに賛成⁽³⁶⁾した。かくて植民地獲得のための第一関門は難なく通過された。ところでこの場合、ウイルソンは独領植民地の委任統治という構想を前提として賛成していたのである。すなわち、戦前の独領植民地をドイツに返さないことについての了承は、現にそれらを占領している国にそれらの領有権を認めることではなかった。「講和の条件」に含まれた原則は、「人民や領地が主権国家から主権国家へ恰も単なる動産や将棋の歩のごとく交換されてはならぬ」ということであり、またあらゆる領土問題に関する取り決めは住民の利益を勘案してなされねばならぬということであつた⁽³⁷⁾。かくて、戦勝国間の先の了承と「講和の条件」とから、平和会議における独領植民地等の処理方法は《独領植民地の返還の否定》と《併合の否定》との間に見出されるのであつた。

早速ロイド・ジョージは観測気球をあげた。彼は独領植民地の処理について、(i) 国際化、すなわち国際連盟による管理、(ii) 委任統治、(iii) 併合からなる三方法を会議に提案⁽³⁸⁾した。国際化を方法の一つとして掲げているとはいへ、實質的に彼の提案は「講和の条件」を無視し、領土併合に対する要求の糸口を示すものであつた。実際、英自治領、そのうち特にオーストラリアとニュージランド、及びフランスは彼らの求める地域について単純かつ純粋な併合を強く主張したのである。ウイルソンは彼の掲げた原則が連合国の代表達によつていとも簡単に廃棄されるのを見て愕然とせざるをえなかつた。彼はこれらの代表達に、いかなる住民を搾取することも意図されてはならず、またいかなる住民に対する恣意的な主権の行使も意図されてはならぬという「戦後処理の原則」について説教せねばならなかつた。一月二七日、彼は委任統治制提唱の精神について次のように述べている。「この考えの基礎にあるのはこれ以上の併合に反対して世界中に湧き起つた感情です。だが、もしも(すべて同意されているように)独領植民地がドイツに返

されるべきでないというのであれば、それらを開発しまたこれら後進地域の住民を保護するためのなんらか他の基礎が見出されねばならない。この目的をもって、国際連盟に代わって行動する委任統治国による行政という観念が生じたのです⁽⁴⁰⁾と。

ウイルソンの右の言葉には「無併合」が「講和の条件」として提起された戦争目的政治の余熱が感じられる。委任統治の思想はウイルソンによって発展させられたものではなかったが、彼はそれを「新秩序」樹立のための原則の一つとしていたのである。委任統治制は、統治能力のない後進地域の原住民の利益になるように、彼らが一人立ちできるまで国際連盟の信託を受けた強大国が彼らを統治する制度であり、弱小民族に対する強大国の新しい態度を示すものであった。ウイルソンがそれを唱えたのは単にそれが正しいとか理想的とかということだけでなく、軍国主義の危険や戦争の原因を除去するに最も実際的な方法であると彼が考えたからである、と彼自身は強調している⁽⁴¹⁾。彼は独領植民地を併合しようとする政策を国際連盟の基本精神に対する挑戦として論難し、また併合を求めた前記諸国との論争の継続は会議を分裂の瀬戸際まで導くかも知れぬと述べて旧世界の代表達を嚇かした⁽⁴²⁾。国際連盟をまず設立し、しかる後に講和の具体的問題を解決しようとするウイルソンにとって、フランスやオーストラリア等の要求は「獲物の分配にすぎぬ」と考えられざるをえないのであった。ウイルソンの原則を否定しようとする者はいなかったのであるから、「原則で賛成、細目の否認」の平和会議で彼は原則のための戦をしていたのである。ロイド・ジョージが、ウイルソンの政策とフランス等のそれとの間に実質的な相違はないと述べ、両者を妥協させるために曖昧な表現で委任統治制に賛成する発言をしたのに対し、ウイルソンは、イギリス政府（英帝国自治領を除く）の軍隊の占領した独領植民地を唯一の例外として認めながらも、フランス等の政策に絶対反対の態度を明らかにして次のように反論した。

「大國はまず世界の無力な部分を分割し、しかる後に国際連盟を作ったと世界のひとびとはいうだろう。なまの事実
は、世界のこれらの部分の各々（『独領ニューギニア、カメルーン等』）が、列強の一つに割り当てられたということ
であろう。私は、あからさまに、世界がかかるといふ行為を認容しないだろうといふことを指摘したい。それは国際連盟を
不可能にし、また彼らが負債と大軍維持の負担を増大させて軍備競争の体制に戻らざるをえなくするだろう。」⁽⁴⁴⁾この
言葉からも明らかなように、彼の提唱する委任統治制は領土征服や併合を否定した民族自決の理念に立脚していた。

当時のアメリカ合衆国には、その地理的、経済的諸条件から、問題の植民地獲得への要求が殆ど存在せず、従って
平和会議でアメリカ政府は南アメリカや中近東諸地域の一部の委任統治国となる意図を持っていなかった。かかる事
情こそがウイルソン大統領のリベラルな構想の支えとなっていたのである。彼の構想は帝国主義的植民地再分割に対
する大きな抑制とはなったが、この場合にも彼の他の諸構想同様に、彼のそれはパリにおける実際の解決を問われる
のであった。彼は委任統治制の実際的な問題——どの地域にどの国が委任統治権を振りか——について決定する準備
をもたなかった、というより彼は委任統治国の選定は国際連盟の決するところであるから平和会議のためにそれを準
備することはないと考えていた。かくて彼の原則論一本槍の進め方はロイド・ジョージの挑戦を受けねばならなかつ
た。ロイド・ジョージは次のように述べている。

「私は大統領が委任統治国の選択を国際連盟の設立まで延期すると主張しないように望みたい。このことは重大問題である。なぜ
なら、これらすべての問題が未解決である限り、あらゆることが未解決のままになるからである。民衆は全世界にわたって動揺して
いる。この動揺は労働者や兵士のみならず使用者側にも及んでいる。イギリスは現在、たとえ国際連盟が占領の持続を乞うても残
留するつもりのない領土を占領している。例えば、イギリス軍はロシア領アルメニアとシリアを占領している。イギリス軍はそこに

おることを欲していないが、誰かがその地へ行かねばならない。イギリスは国際連盟の仕事が進行するまでわが軍隊を釘づけにしておくべきなのか。⁽⁴⁵⁾

ある国は併合を求め、ある国は現に占領している地域についての実質的な領有権を求めて、「講和の条件」に反する戦後処理を目指したがために、講和の原則そのものが消滅の危機に瀕していた。いずれの代表もウイルソンの原則を正面から否定しようとはしなかった。だが彼らはいくまで実質的な併合を求めたのであった。一月二八日のこの紛糾した十人会議の終りに、日本代表がこの会議で委任統治の原則は承認されたのかと質したのに対し、議長クレマンソーは否定をもって答え、問題はただ延期されたのだと付け加えた。⁽⁴⁶⁾

十人会議における対立が深刻となるや、舞台裏の動きが活発となった。各国代表の個別交渉が開始され、また世論をウイルソン攻撃に立ち向わせる方法も講じられた。フランスの新聞は、極左翼を除き、独領植民地の「国際化」案を批判し、あるいは委任統治の考えに反対した。⁽⁴⁷⁾ ロイド・ジョージは二日間自治領の首相達と協議し、その際は彼はイギリス本国政府が東部アフリカに対する委任統治の原則の適用を受け入れる準備のあることを明らかにし、また原則に反対して自治領諸国が会議の決裂の責を負うことのないようにと説得に努めた。⁽⁴⁸⁾ これに成功して、一月三〇日の十人会議の冒頭でロイド・ジョージは八項目からなる委任統治に関する決議案を提出した。彼は英帝国による委任統治原則の承認を明らかにし、委任統治の原則が、対象となる後進地域の発展段階に応じて三種類に分けて適用されるべきことを提案した。⁽⁴⁹⁾ 英帝国による原則の認容は、なお、ウイルソンを満足させず、彼に疑惑をもって受け取られた。彼はロイド・ジョージ案の委任の性格に疑いをはさみ、彼の考える委任統治の実際に行なわれる保証を求めた。そして彼はこの問題が結局国際連盟をまず作ることに依拠しているという主張を繰り返したのである。⁽⁵⁰⁾ この結果、ロイド・ジョー

ジとウイルソンとの論争は、完全な国際連盟案が作成された時に、右の決議案が必要なら再考されるということ、それを一時的にもせよ承認するという事に落ち着いたのであった。⁽⁴¹⁾

この結論に達するまでの論議の過程で示されたロイド・ジョージの態度は委任統治に対する彼の態度の曖昧さを示すものである。彼は決議案を十人会議に提出した際、自治領諸国による「併合」の固執は平和会議を決裂に導くと説得した結果、委任統治案は「ただ妥協として」自治領諸国によって受け入れられたと述べている。⁽⁴²⁾ 妥協はまた彼の態度であつた。彼の目標が独領植民地及びトルコ領土の帰属配分を定めることにあつたことはそれまでの彼の態度に照らして明らかである。十人会議へ彼が併合を含む三つの方式を提案したことに明らかなく、彼は委任統治制に真つ向うから反対することがなかつたと同時に、併合を全く否定していたのでもない。この問題の場合にも先にロイド・ジョージの原則破砕の方法として述べた対ウイルソン交渉における方法が顕著に見出されるのである。その一つは、委任統治の原則に反対しないが、原則適用の実際的な困難を説くやり方である。彼はその困難を後進地域行政の経費に求めている。「植民地は、イギリスに関する限り、獲物の分け前を意味しないで、むしろ経費の増大を招くだけである。イギリスは国家経費を助けうる植民地をもっていない。」彼はこれに続けて、大戦によってイギリスが現在に占領している地域、例えばメソポタミア、シリア等の管理経費はどの国が分担するのか、国際連盟が支払うのかと質問した。そして結論的に、単なる委任統治の受任国であるのなら、経費の不足を償うためにすべての加盟国から分担金を徴集することが必要とならうと述べた。⁽⁴³⁾ 植民地の維持・獲得について彼が本当にそう考えていたかはさておくとして、彼のあげた諸地域は平和会議開催の一月半前に英仏がその配分について秘密取引を行つた地域なのであるから、それらの獲得がイギリス外交政策の目標でなかつたとはいえないのである。戦争中にできあがつた事実関係の明

確化あるいは法制化を求めたが故にこそ、彼は連合国が占領中のトルコ領についての取り決めの重要性を強調せずにはいられなかった。彼の実際の視座から説明されると、連盟による決定というところで実際の取り決めに延ばすことは、トルコ領に英軍を駐留させ、その結果動員解除の要請に逆らい、また納税者を納得させるため議会に大軍の維持について提案しなければならぬということになるのであった。⁽⁵⁴⁾ また、委任統治国の選定は国際連盟の決するところであるとするウイルソンの主張に対しては、連合国の代表が集会している会議は実際に国際連盟であることを説き、あるいはまた一月二五日に国際連盟は誕生したのであるから、それを事実として扱い、実際の仕事に取りかかることを要請することでもって応酬した。⁽⁵⁵⁾ ウイルソンを批判するために会議での発言が新聞に流された。ロイド・ジョージがこれにどの程度関与したかは不明であるが、ウイルソンは憤慨し、そのような手段が講ぜられて、彼の理想なるものが新聞で問題とされるのであれば、直接彼の意見を公の討議に訴えろと嚇かした。⁽⁵⁶⁾ ウイルソンに対するこのような種々の説得を経て、しかも併合の方式を主張する自治領との妥協の結果できあがった決議案であつてみれば、そこには委任統治の実質的内容を併合に近づけることによって、利害の対立を調整しようとする意図が働いていたことはことさらいう必要もないであろう。決議案の第一項で、アフリカの独領植民地はドイツの潜水艦基地となり、世界平和にとつて危険であるとの理由からドイツに返還されるべきでないことが定められ、また第二項でトルコの悪政下にあつた従属民の保護のためトルコ領のうちアルメニア、シリア、メソポタミア、パレスチナ及びアラビアはトルコ帝国から完全に切り離されねばならぬことが定められている。前述の植民地獲得に対するアメリカの態度からも、これらの諸地域がドイツとトルコに返還されずにすめば、イギリスが現に支配している地域についての権益を確保することは当然予測しえたのであるから、ウイルソンとの妥協は彼の説く原則を容認して彼を満足させることで足りたので

ある。委任統治制の認容は透徹した現実主義的予測によって裏打ちされていたのである。ロイド・ジョージは二月に帰英した時議會で演説して、「ドイツ植民地がドイツに返さるべきでないことには完全な同意が成立した。それはドイツとの講和の肝要な部分である」と述べている。⁽⁷⁵⁾

ヴェルサイユ条約第一一九条によって、ドイツはその植民地を全面的に放棄することとなり、その主要部分は殆ど英帝国の統治するところとなった。またトルコ領の一部については、シリアはフランスの、パレスチナ、トランスヨルダン及びイラクはイギリスの委任統治下におかれた。国際連盟の信託による委任統治の名の下に、サイクス・ピコ協定(Sykes-Picot Agreement)は実質的に国際的承認を獲得することになるのであった。⁽⁵⁸⁾まさに、委任統治制は現実には帝国主義的的秘密条約と自由主義的、反帝国主義的思想との妥協の産物であった。⁽⁵⁹⁾

ロイド・ジョージは国際連盟をウイルソンのように恒久平和の基礎あるいは戦後処理の核と考えていたのではなく、ヨーロッパ協調の拡大されたものとしてとらえ、「外交上の新考案」と考えていたのであった。国際連盟創設の実際的な意義は、連盟設立を通じてヨーロッパにおける緊張緩和をはかり、あわせてフランスの対独強硬策を牽制すること、そして独領植民地の価値を賠償金の償却勘定に繰り入れることをドイツに要求されぬようにすること等にあつた。国際連盟の創設はこのような現実主義的な計算に裏打ちされていたが、連盟が「新秩序」の鍵であつたが故に、それはなお「旧秩序」そのものの安定を求める支配層の保守的なひとつの秩序観を満足させうるものではなかつた。新奇な構想を裏打ちする契機は、なによりもまず、ドイツ海軍の破壊、ドイツ植民地の実質的な領有といった実体的な保障における強化に求められたが、同時にイギリス外交政策の伝統的な原則と実践の上で適合性をもつ構想にも関係づけられていた。伝統的な原則である勢力均衡が国際政治における指導原則としての価値を否定されていた状況で、

その構想もまた国際政治安定の新理念に合致しなければならなかった。それはロイド・ジョージが国際連盟と常に結びつけて提唱した「軍縮」にはかならない。平和主義の原則に立って、海外資産の巨額な損失をみた経済を条件とし、生活の安定と向上を強く求める大衆を前にして、権力関係の安定を論ずる時、「軍縮」はなんと響きのよい言葉であったらう。

- (1) J. B. Scott ed., *Official Statements of War Aims and Peace Proposals* (1921), pp. 472-73.
- (2) *The Times*, 13 November 1918.
- (3) *The Times*, 27 November 1918. 参謀総長ワイルソンは国際連盟が帝国戦時内閣で論じられるのを「くだらぬ」と感じたことを一二月二四日の日記に書いている。戦争がなお継続している地方があるという事実をなぜ直視しようとしなかったのかと彼は不満をもちている。Callwell, *Field-Marshal Sir Henry Wilson*, Vol. II, p. 157.
- (4) *Lloyd George*, I, 194-96.
- (5) *Martin, Peace without Victory*, p. 135.
- (6) *Lloyd George*, I, 116, 122.
- (7) *Baker*, I, 214. ワイルソン自身も、平和会議で同様の意味のことを述べている。FR, Paris 1919, III, 653-54. 平和会議における規約作成の際の英米の協力関係もまた密接なものであった。House and Seymour eds., *What Really Happened at Paris*, pp. 403-5.
- (8) C. F. Brand, "The Attitude of British Labor toward President Wilson during the Peace Conference" *American Historical Review*, Vol. 42, p. 245.
- (9) C. F. Brand, "The Reaction of British Labor to the Policies of President Wilson during the World War" *American Historical Review*, Vol. 38, p. 284.
- (10) *Lloyd George*, I, 631.
- (11) *Ibid.*, 239-40, 604-17, 635.

- (12) Ibid., 146-47, 616.
- (13) Cf. H. R. Winkler, *The League of Nations movement in Great Britain 1914-1918* (1952), ch. IX. フイリモア委員会報告書は一九一八年三月に、外務省の覚書 (A Memorandum Prepared for the Consideration of the British Government in Connexion with the Forthcoming Peace Settlement) は同年一月半ばまでに、セシル案 (Cecil draft) とスマッツ案 (The League of Nations. A Practical Suggestion) は一二月に次々作成あるいは提案されている。
- (14) Winkler, op. cit., p. 253.
- (15) Ibid., pp. 253-1; F. P. Walters, *A History of the League of Nations* (1952), Vol. I pp. 27-8. ウォルタースは、あらゆる点からみてスマッツのパンフレットは、パリ平和会議前に連盟思想に支拂われたすべての思想と努力のクライマックスであつたとしている。
- (16) A. E. Zimmern, *The League of Nations and the Rule of Law 1918-1935* (1936), p. 180; Winkler, op. cit., p. 237.
- (17) Winkler, op. cit., p. 239, 245; Zimmern, op. cit., p. 191. セシル案は連盟組織のうち、会議について、英、米、仏、伊、日五六国とこれら六国が六国と認める国の首相及び外相の一年毎の会合と、全連盟加盟国代表の四年毎の会合を定め、また事務総長は六国によつて任命されるものとしている。ランシングはセシル案を批判して、「それは国際関係の支配とあらゆる国の外交政策の命令を五六国の手に収めようとするものだつた。それは服従を強制する権力と強国の支配権に基づいていた」と書き、国家平等の原則に反したものと解せざるをえないところの強国の国際的な寡頭支配体制をうちたてようとするもの——「民主主義という近代的服従をまとうワイーン会議の再生を規定する」もののごとく思ふたと述べている。Lansing, *The Peace Negotiations*, pp. 88-9.
- (18) Winkler, op. cit., p. 254.
- (19) HPCP, VI, 439-40.
- (20) FR, Paris 1919, III, 677-78.
- (21) Ibid., 173-79.
- (22) Ibid., 173. 同様の趣旨は他の演説でも述べられている。一九一九年二月一四日、平和会議における演説 (Ibid., 211)、パリ大学における演説 (Baker and Dodd eds., *War and Peace*, p. 330.)
- (23) FR, Paris 1919, III, 179. ウイルソンは、諸国間の自己利益のみごとく調整——周囲の事情の僅かな変化で烈しい妬みへと分

解してしまふ——よりも、むしろ人類というカテゴリーでひとびとを堅く結びつける普遍的道德原理を強調するのを好んだ。彼は権力政治の利己的追求に基づいた旧型の外交の代りに法と正義の一般原則に基づいた「新しくかつより健全な外交」を構想したのであつた。ところで、彼の誇張したレトリックにも拘らず、彼が唱えあるいは実感していたよりも、実際には、彼は国家的安全と勢力均衡の命令に支配されていたし、また彼自身の唱えた諸国家の協力が権力と利益の特殊な配置関係に依據していたことを實際には理解していたに違ふな⁵⁾と指摘されてゐる。R. E. Osgood, "Woodrow Wilson, Collective Security, and the Lessons of History" in E. Latham ed., *The Philosophy and Policies of Woodrow Wilson* (1958), p. 194. 勢力均衡体制に対する彼の批判や英佛帝國主義に対するアメリカの自由主義的攻勢が、多くの面で、アメリカの国民的利益と合致していたように、国際連盟による安全保障の構想も、ヨーロッパ中心の大国主義に対する新興國アメリカの攻勢の面をもち、アメリカの利益に合致させて小國の意志を国際政治に反映させるという現実政策と無関係ではなかつた。

ところで、ウイルソンの構想のもつ「理想主義」が、彼の構想に替辭を送る側からも、批判する側からも指摘された中で、また後に彼の法至上主義が一つの批判点となつたのに反し、当時の國務長官ランシングは、ウイルソンが法律家の意見を尊重しなかつただけではなく、法律家の思考方法に反感を示し、国際紛争の解決をもつばら外交的、政治的な手段に求めて、ランシングの主張した司法的解決の方法を故意に棄てていたと批判している。一九一八年末、渡歐の途上ウイルソンと意見を交換した際、ウイルソンの提案しようとしている連盟が司法的解決の原則よりも、むしろ外交的調整のそれに基礎づけられており、また道德で染色された政治的便宜主義が嚴正な法的正義よりも国際紛争を解決すべき基準とされているのを察したと彼は書いている。彼の批判は、彼の法至上主義のもつ普遍原則の適用による論理の展開における表面上の進歩性と實際的な面での保守性をいかに現わしていると同時に、ウイルソンの構想の實際の弱点を明らかにしている、彼がウイルソンと意見を異にした最も基本的な点は、彼によれば、領土的・政治的主権の國際的保障の性格と、ウイルソンによる国家平等主義の事実上の破棄に関するものであつた。まず前者について考察すると、一四カ条の第一四条は、「大国も小國も等しく政治的獨立と領土保全の相互保障を与える目的をもつて特定規約の下に一般的な國際結社が形成されねばならない」と宣言している。この宣言の約一年前にウイルソンは上院で演説して、平和を確實なものにするためには、いかなる同盟といえども拮抗しえないほど強大で、國際的取り決めの恒久性を保障するような力——「人類の組織化された主要力」が創出されることが絶対に必要であると述べていた。(一九一七年一月二二日) ランシングはウイルソンが「相互保障」を探つた結果、保障を効果あらしめるために、國際組織の基礎に物理的強制力を求めざるをえなくなり、またそのような意向を持つていとみていた。彼は、連盟加盟國が連合して武力の行使によつて規約の履行を違反國に対して強制す

るという規定を設ける案に強く反対した。彼の反対理由は、かかる規定がアメリカの主張なり国家的利益を制約する場合が考えられて、モンロー主義に反すること、連盟にあまり多くの権力を与えると連盟は逆に機能しなくなる等にあつた。次に、国家の平等については、彼は国家の法的平等の保持を強調した。連盟の基礎として武力を認めると、連盟の機能分担を通じて国家についての大小強弱の分類が必然的に生ずる。かかる問題を避けるために、保障に望まれる効果は、領土保全を侵害せずあるいは主権を侵さぬという相互保証 (mutual undertaking) によつて得らるべきである、とランシングは考へる。パリへ出発する前から、ウイルソンの唱へる保障を効果あらしめようとする、武力の強化と強国の支配は避けえないものになるとみなし、彼の意見をウイルソンに伝へたが、彼はそれによつてウイルソンから疎せられるに至つたと彼は書いてゐる。

ランシングは連盟規約を批判して、それは「相互保障」案を採用したために、その保障の積極的性格から、形式はともあれ、実際には支配グループの作り上げや、列強の提携を強い、条項にはないが、国家の平等を否定したと書いてゐる。「寡頭制はかかる保障に加ふることの論理的歸結であり、あるいは保障は「戦争中の連合国」最高戦時會議の基本的考への繼續による寡頭制形成の論理的歸結である。」 Lansing, op. cit., chs. III-VI, XI, XIV.

ランシングの批判は国際連盟の現実の姿を淨き彫りにするという点では示唆する点がある。しかし、ウイルソンの連盟提唱の意義の評価という点では、ウイルソンの構想に対する彼の構想が無干渉主義を原則とした国際連盟や国際紛争の司法的解決であつたことから考へて、単なる後向き批判でしかなかつたといわざるをえない。彼の主張は後向きのモンロー主義あるいは孤立主義の幻想に根ざしてゐたといつてよく、ウイルソンの構想とは別の意味で非現実主義的なものであつた。ウイルソンによる連盟提唱の意義は、勢力均衡によつてではなく勢力の共同体による人類のための平和を唱へ、国際政治安定のために大国が担わねばならぬ責務を自覺した点にある。無干渉主義の枠から抜け出ようとしたところにこそ現実の国際政治の動きに対する彼の指導の積極的意義が見出されるのである。かかる観点からも、ランシングの述べているところは形式的な論理の展開では国家の平等を説きながら、実際には現実の不平等に背を向ける思想でしかなかつた。

(24) Winkler, op. cit., pp. 172-74, 192-93.

(25) FR, Paris 1919, III, 182.

(26) PD, Vol. 112, col. 71.

(27) Lloyd George, I, 634. Cf. Ibid., II, 1409.

(28) G. Liska, International Equilibrium (1957), pp. 46-7.

- (29) PD, Vol. 112, cols. 192-193. 平和会議の同様発言。FR, Paris 1919, III, 679.
- (30) フランスの場合には、連盟がフランスのセキエリテにとつてプラスであるかマイナスであるかという観点から考案されたことは明確である。かくて、問題は二つの基本的な平和維持体制——同盟と国際連盟——のどちらが現在及び将来にわたつて最も大きなセキエリテを与えかたのさうじつにありたかである。G. B. Noble, *Policies and Opinions at Paris 1919* (1935), p. 104.
- (31) FR, Paris 1919, III, 653, 669, 682, 770, 790.
- (32) *Ibid.*, 679.
- (33) その後さらに四小国を加へ、委員会は一九名の委員から構成されることになつた。英国はセシルとスマッツによつて代表された。
- (34) Baker, I, 241.
- (35) B. E. C. Dugdale, *Arther James Balfour* (1937), Vol. II, p. 193.
- (36) FR, Paris 1919, III, 718.
- (37) ウイルソンの四原則(一九一八年二月一日)の第二及び第三原則。
- (38) FR, Paris 1919, III, 719. 委任統治についでロイド・ジョージ個人の意見は必ずしも明確ではないが、スマッツ將軍がこの制度の熱心な提案者であつたといふことと、ロイド・ジョージの最も有力なブレインであつたフィリップ・カーが彼の秘書になる前にラウンズ・バーネルの編集長として、委任統治制についで思想を明らかにしてゐることは注目されねばならぬ。Winkler, *op. cit.*, p. 203. なお、ロイド・ジョージ支持の新聞テリー・シロニクルは、一九一八年になつてなお占領植民地の国際管理よりも植民地の獲得により大きな関心を示してゐた。*Ibid.*, p. 222.
- (39) オーストラリア等は、主として、彼らの国の近辺に仮想敵国、例えば日本を委任統治国として迎えざるをえなくなる恐れがあるといふ理由で反対した。FR, Paris 1919, III, 720-22, 724-27, 799, 768-69.
- (40) *Ibid.*, 740.
- (41) 国際連盟規約の委任統治制は直接あるうちは間接的にスマッツの提案 (The League of Nations, A Practical Suggestion) から採られたと考へてゐる。P. B. Potter, "Origin of the System of Mandates," *American Political Science Review*, Vol. 16, p. 566; Baker, I, 226-27. だが、委任統治制の構想の發展で最も重要な役割を果したのはイギリス労働黨系の諸グループであつたことが銘記されねばならぬ。Winkler, *op. cit.*, ch. VIII.
- (42) FR, Paris 1919, III, 788.

- (43) Ibid., 742, 763.
 (44) Ibid., 765-66, cf. 741-43.
 (45) Ibid., 770.
 (46) Ibid., 771.
 (47) Noble, op. cit., pp. 112-13.
 (48) Lloyd George, I, 538.
 (49) FR, Paris 1919, III, 785-86. 決議案は、第一項において独領植民地はドイツに返されぬこと、第二項でアルメニア、シリヤ、メソポタミア、パレスチナ及びアラビアはトルコ帝国から完全に分離されることを規定し、第三項以下にこれら諸地域に委任統治の原則が適用されるべきこととその原則が諸地域の発展段階に応じて適用されるべきことを規定している。第三項から第八項までは殆どそのまま国際連盟規約第二二条の内容となつた。
- (50) Ibid., 788-89. これに対するロイド・ジョージの反論については既に引用した。本誌前號一三九—四〇頁。
- (51) FR, Paris 1919, III, 791.
 (52) Ibid., 785, 790.
 (53) Ibid., 747.
 (54) Ibid., 790, 806.
 (55) Ibid., 770, 790.
 (56) Ibid., 786-87.
 (57) PD, Vol. 112, col. 192.
 (58) この協定はトルコ領土の分割及びアラブ民族の連邦国の建設に関して、一九一六年五月に英佛間で締結され、ロシア政府との間にも同意に達したものである。HPCP, VI, 13-7. この秘密協定は、三月の下旬まで十人会議ないし四人会議における論議とはなつてゐない。しかしトルコ領土分割の取引は既に第一章第一節で指摘したように、休戦直後に英佛間で行なわれており、かかる秘密交渉は、委任統治制に関する実のある審議が終るや再開されていたのである。FR, Paris 1919, V, 3ff. フランス外相ピションによれば、この協定は、(一)トルコからアラブを分離すること、(二)イギリスとフランスの権利を決定することの二目的をもつていた。FR, Paris 1919, V, 1. この協定によつて英佛のトルコ領に対する支配地域が定められたわけであるが、多分にイギリスの

援助に關連した、アラブ内部の情勢の変化によつて、フランスは不利な立場へ追い込まれていた。そこで、フランスは、シリア全
域について委任統治の受任国となることを要求し、遂に三月下旬ウイルソンの戦後処理の原則に反したこの秘密協定問題を十人會
議の議題にしてしまつたわけである。

58 P. T. Moon, *Imperialism and World Politics* (1926), p. 478.

第二節 軍縮案の基本目標

ロイド・ジョージが、休戦直後には、彼の平和構想を国連際盟と軍縮を支柱として組み立てていたとはいつても、一
九一八年を通じて軍縮が戦後構想の中心的部分として公の討議の対象となつていたわけではない。休戦までイギリス
の政府指導者達はこの問題についてむしろ公然と沈黙していたのである。⁽¹⁾この沈黙の根底には軍縮を非實際的とみる
観念が根強く横たわっていた。まず、かかる観念を外務省のアイル・クロー (Eyre Crowe) による国際連盟構想批判に
ついて考察してみることとする。

一九一六年一〇月クローは覚書を書いて、既に内閣へ提出されていたセシルの平和のための提案 (「将来の戦争の機会を
減少させるための提
案」) を批判しておよそ次のように述べている。まず、セシルの提案するヨーロッパ會議 (「連盟」) や規約にすべての
国が結合したと仮定しても、これらの国がそれを守ろうとするかをクローは疑う。諸国は、領土についての取り決め
が正しいと思う限りにおいて、その破棄を妨げようとするであろう。しかしその取り決めは永久に正しいものである
とはいえないのであつて、その改正を求め、さらに「力」^{フオース}によつても変更を求めるといふ諸国が現われるかもしれ
ぬ。その場合に、その他の国が改正の試みに積極的に抵抗するという確証はなんら存しない。積極的抵抗に失敗した

時、世界の諸国は封鎖や経済上のボイコットに出るであろうか。多分そうすることはあるまいとクローは考える。提案された「会議」は軽率な侵略に対する緩和力以上のものではありえないのであり、またそれは一国がその生存にかかわると考える問題について妥協することを強いることはできない。そこで国家は生存にかかわるとみなす目的を得るためには同盟を求め続けるであろう、とクローは断言する。一度国家が自国側へ十分な支援を獲得するや、「会議」はその国を抑止しえない。かくて、究極的にはあらゆるものが適用される「制裁力」すなわち軍事力にかかっているのであり、しかして勢力均衡が基本的問題として再現する。国際連盟の有効性は究極的には軍事問題なのである。このように論じた後、クローは力の問題に触れて、軍備の制限による国際連盟の強化という考えに反対した。それは、軍縮には技術的な困難があるということのみならず、軍縮の基礎となるべき諸国家の誠意が存しないし、また存在しそうなまいとということによるものであった。⁽²⁾

軍縮に対するクローの反対は国際連盟による平和の思想に対する批判の文脈においてなされたものであるが、そのほかにも軍縮を非実地的とみる意見は根強いものがあつた。軍備の縮小を「均衡のとれた縮小」(balanced reduction)において達成しようとする限り、信頼による安心なくして軍縮は達成されず、軍縮なくして信頼による安心は得られないという悪循環が繰り返されるばかりなのであつた。従つて、軍縮の実施は「均衡のとれた縮小」の観念を放棄し、軍縮のための国家間の信頼を築くためという大義をかかげて、戦勝国が戦敗国に軍備の制限を強制することによつて可能であつた。

休戦に至るまで政府指導者が論じようとしなかつた軍縮問題をイギリスの政治に持ち出したのはほかならぬロイド・ジョージであつた。前節で考察したように、彼の平和構想において軍縮は国際連盟と結びつけられているが、実際

政治においてそれは徴兵制の廃止と動員解除に結びつけられていた。ロイド・ジョージはドイツから「戦費全額を要求することを提案する」と宣言したブリュッセルでの演説（一九一八年二月一日）の冒頭で徴兵制の廃止を選挙民に訴えて次のように述べている。

「われわれを徴兵制へ追いつたものはわれわれが大陸の軍事機関によって加せられた大戦争であった。世界を不可避的に戦争へ駆り立てたのは大陸における徴兵軍の存在であった。……ドイツは彼らの完全な軍事機関に抵抗しうるなものも存しないと常々思っていた。権力行使の衝動は遂に抗すべからざるまでに成長し、そしてドイツ人は世界の先頭に立つてそれに身を投げ、あらゆるものを粉碎してしまったと感じているのである。もし諸君が平和を欲するならば、諸君が恒久平和を欲するならば、諸君がこの戦争の恐怖を二度と繰り返さぬことを欲するならば、諸君はヨーロッパ大陸における徴兵軍に終止符をうつようにせねばならない。（大喝采）」

かくてヨーロッパ大陸の大徴兵軍制度の廃止が平和会議の一つの課題であると表明されたのである。徴兵制の廃止こそは大衆の要求であり、また労働党の選挙綱領の一項目をなしていた問題であった。軍縮が福祉の増大に対する大衆の要求を満す政策としての妥当性をもっているのと同じく、徴兵制の廃止は一般国民が戦争のメカニズムに繰り込まれぬよう保証すると認められる政策であった。ロイド・ジョージの軍縮提案が国内政治上の課題と関連づけられていることはきわめて重要な点である。次に、ドイツ軍の制限ないし縮小と関連する動員解除についていえば、ロイド・ジョージは総選挙中に早期動員解除を公約し、実際にそれを急がせたのであった。一九一九年初頭、多数の兵士が休暇期間を過ぎても戦線に復帰せず、帰国したままさらに休暇を要求する事例が続出するに及んで、軍指導層は戦争の未終結と上官の命に対する兵士の服従義務を首相ロイド・ジョージが公告して明らかにする必要があると考えねばならなかった。参謀総長ウィルソンは、軍を窮境に陥し入れようとしているそのような「紛擾のすべては、ロイド・

ジョージと投票獲得のための彼の呪うべき選挙運動に帰せられる」と日記に書いている。⁽¹⁾ 動員解除の場合にも、ロイド・ジョージは軍指導者の意に反する、そして大衆には歓迎される政策を推進したわけである。それでは、彼の軍縮構想はもっぱら大衆迎合的なもので、イギリスの現実政策と背違するものであったろうか。「国際連盟が軍縮のための規定を含まぬなら、それはごまかし (sham) とみなされよう。私は現実的講和の条件の一つとして徴兵制の廃止を主張する。まずそれをドイツから始めさせる。それがなされたら、ありそうもない攻撃に備えてこの制度を維持する口実が敵にはなくなる」、と彼は一二月末の帝国戦時内閣で述べている。⁽²⁾ この言葉からも明らかのように、国際連盟は軍縮の実施によって平和機構として機能しうるのであり、また徴兵制の廃止は国際連盟設立を約した結果感ぜられる不安をいやすところの現実主義的方策と考えられていたのである。

軍縮は軍備に対する巨額の経済的負担の軽減を可能にするものであるから、一国の軍事力の相対的優位が他の諸国の軍縮によって確保される場合、国内の福祉対策を進めようとする政治家によってそれが提唱される可能性は常に存している。軍縮によって自国の軍事的優位が維持されあるいは均衡状態が保持され、あるいは自国に有利な方向で競争相手国との力関係における懸隔の増大・維持・短縮の予想される場合に初めて、軍縮は政治家達によって提唱されるのであった。それ故、「軍備縮小の思想は突然『平和を愛好』するようになった政府が自分の真の動機や計画を外交的に偽装するために、往昔から最も好んで用いた型の一つ」⁽³⁾ であったと指摘される所以である。

元来、イギリスはその陸軍力においてヨーロッパ大陸の大陸軍国に劣っていたから、軍縮を提案する場合、イギリスに最も影響のある海軍の軍縮を回避しながら、「一般的軍縮」(general disarmament) の名の下に陸軍の軍縮を図ることが、大陸の陸軍国の絶対的弱小化によってイギリスの相対的強化をもたらす道であった。「一般的軍縮」による

イギリスの相対的強化こそ平和主義を原則とする現実主義者達の目標であった。平和会議の開催を前にして開かれた帝国戦時内閣でボナ・ローは次のように述べている。「軍縮に関して定めたことが成就されないでは、国際連盟についてのいかような議論も大体非現実的なものとなるだろう。フォッシンヌ元帥は曾て私に将来のライン左岸ヨーロッパ諸国はドイツから受けるかもしれぬどのような危険にも対処する統合勢力に自らを組織化すべきであるという意見を表明した。国際連盟が問題とされる限り、これは絶望的な見方です。私の考えでは、安全の問題は相対的なものです。もしわれわれの海軍が縮小されはするが現在保有している相対的優位を保持するなら、われわれは何ものをも失わないだろう。同様のことはフランスとその軍隊にあてはまる。」この言葉をロイド・ジョージは「非常に啓発的で予言的な発言」として引用している。権力政治を現実として受け止める政治家にとって軍事力こそが政治的評価の「公認の基準」であつたから、彼がそのように考へる世界においては潜在的戦争が支配的要因であり、従つて国家間の不安の感情は潜在的戦争における勝利の方向で解消されねばならないのであつた。ロイド・ジョージの格率もまた一つはそこに求められていた。一九一八年秋、彼はハウス大佐に、「イギリスはアメリカあるいは他の強国の海軍より優越した海軍を維持するために最後の一ギニーまで費すであろう」と述べたといわれる。⁽⁸⁾ 国際政治における権力維持のためにかかる闘いは、パリ平和会議で、彼の巧妙で俊敏なストラテジーをもつて演じられたのである。平和会議でロイド・ジョージほど熱心に陸軍力の縮小を主張したものはいないし、また海軍力の縮小の問題を、ドイツに適用される場合を除いて、ロイド・ジョージほど巧妙に回避したものはいなかつた。⁽⁹⁾

ところで、軍縮を提議するものは外交取り引きの相手方から肚の底を読み取られるだろうということを予見せねばならないのであつて、イギリス代表も大陸の陸軍国フランスの代表から一般的軍縮によつて利益を得るのがイギリス

であることを指摘されるのを予想せねばならなかった。休戦時に既に英仏は休戦の条件としてのドイツ海軍の解体に
関して対立し、また平和会議でイギリスの諸提案はクレマンソーによっていかにそれがイギリス的でイギリスのため
のものであるかを攻撃されるのであった。軍縮をめぐる両国の考え方は当初から異なっており、そのことは基本的には
ヨーロッパの安定に関する両国の構想の根本的な相違によるものであったといえる。次章で検討するが、フランスは
国際連盟やドイツ軍備の制限が将来のフランスの「安全」に疑わしい保障を与えるにすぎないとみなし、「安全」の物
理的保障を連合軍隊によるライン左岸の占領あるいは恒久的管理に求めたのである。ヨーロッパの安定に関する基
本政策において相違していただけでなく、英仏は対独政策実施の基礎となるべき武装解除 (Disarmament) についても
意見を異にしていた。要するに、軍縮によって国際政治の安定を図ることはアングロ・サクソン諸国の接近方法だっ
たのであり、またそれは軍人によってではなく、戦争による文明破壊に不安を抱き恒久平和を求める一般世論に
よるとした政治家によって戦後処理の重要課題とされた問題なのであった。

平和会議に軍縮問題を初めて持ち出したのはイギリス外相バルフォアであった。一月二二日の十人会議で彼は軍縮
を検討するための委員会の任命を提案し、その理由として、軍縮が「戦略的国境の問題と密接に関係しており」また
軍縮が行なわれないなら国際連盟は「ごまかし」(sham) となるということをあげ、さらに加えて「ドイツが軍事力をどの
程度持つことを許されるかに関して同意に達することが最も重要である」と述べた。彼のあげた提案理由はともに米
仏を説得するに有意義な内容であるが、この提案の出された背後にはイギリスが実際問題の解決を急いでいたことと、
フォッシュ將軍が当時要求していた規模の占領軍の維持にイギリスの政治指導者達が反対であったという事情があっ
た。換言すれば、軍縮問題審議の実際の意義は、軍縮が戦後処理の具体的内容をなすものであり、特にその決定は現に

軍隊をなお保有するドイツとの不安定な休戦状態を安全な力関係へ早急に整序することであった。

バルフォアの提案の出た二日後、ロイド・ジョージは正式に軍縮に関する動議を提出した。軍縮に関する委員会設立についての彼の提案は二つの部分からなっていて、その第一は当該委員会がまずドイツ軍事力の即時かつ思い切った縮小に関し十人会議に助言すること、その二は軍備の恒久的縮小のため国際連盟と連絡して計画を準備することであった。⁽¹³⁾「思い切った縮小」(drastic reduction)とはドイツの軍事力を国内秩序を維持するに必要な最小限にまで減少させることを意図していた。⁽¹⁴⁾連合国はドイツの軍事力を可能な極限まで減少させることの必要については意見の一致をみていたのであるから、彼の提案の重要な意義はドイツ軍事力の縮小が一般的軍縮への足がかりとされていることにある。ロイド・ジョージが究極目標としていたのは「大陸における徴兵軍に終止符をうつこと」なのであったから、右の決議案は「ドイツ軍事力の思い切った削減」→「一般的軍縮」という彼の軍縮構想の基本線の一端を明らかにしたものである。もとより当面の中心目標は構想の第一段階にあったことはいうまでもないが、彼にとって軍縮は非実地的な問題ではなく、直ちに政治的效果を勘案せねばならぬ実地的問題なのであった。彼の決議案をめぐる十人会議の論議において、彼はドイツの軍備縮小に関する決定がイギリスにとって非常に重大な事であるとし、「敵の軍事力が即座に縮小されることなくしては、イギリス政府は徴兵制の維持を強いられるかもしれない。かかる決定の政治的效果がどのようなものであるか私は知らない。……だから、草案の第一節が直ちに審議されるよう主張したい。第二節は将来のこととして保留されてもよい」と述べている。⁽¹⁵⁾

実際問題の解決という観点からすれば、ドイツ軍事力の縮小は休戦協定に基づくドイツ軍の動員解除と関連した問題であり、実際に十人会議で当初それは動員解除と密接に関連させて論じられていた。殊にフランスはドイツの休戦

協定違反、特に動員解除の遲滞を理由に、英米軍の早期動員解除に反対する一方、休戦協定の更新を機会に休戦条件を修正し、これによってフランスの欲する軍事条項を確実なものにしようとした。⁽¹⁶⁾更新を機会に条件を厳しいものにすることをクレマンソーが匂わせるや、ウイルソンは休戦協定違反であるとそれに強く反対し、ドイツ軍備に関する審議はあくまで平和条約の軍事条項の作成であるべきだと主張して譲らなかつた。この場合も、ロイド・ジョージは両者の中間に立っていた。彼は一月二三日に出した彼の軍縮決議案起草の意図はウイルソンとクレマンソーの考えを和解させることにあつたと述べ、また実際のところクレマンソーの意見に全く同感であると表明しながら、フランスの求める条件が承認されるまで連合軍の縮小は不可能であるが他方、平和条約調印まで連合国が大軍を維持し続けることはできないと指摘するのであつた。⁽¹⁷⁾

英米の動員解除の進展につれて、時折、ドイツが新たな攻撃を準備しているという騒ぎが特に新聞紙上ににぎわした。当時のドイツの情勢から考えてこの騒ぎは根柢のないものであつた。⁽¹⁸⁾しかし軍首脳はロイド・ジョージの考えるような早期動員解除には反対であり、一月二四日、連合軍最高司令官フォッシュは一八二万の軍隊を西部戦線に留め置くことを要求した。⁽¹⁹⁾十人会議でロイド・ジョージもドイツ軍の動員解除の遲滞を問題としているが、彼が課題としていたのは早期動員解除であつたから、彼はフォッシュの要求するような多数の兵員を西部戦線に留めておくことには全く反対であつた。ロイド・ジョージ自身の発言からも窺われるように、軍縮に関する彼の決議案は講和の遅れによって事態を悪化させることを防ぐため平和条約に盛る軍事的条件を早急に取り決めようとしたものであつた。ロイド・ジョージは二月中旬から三月初旬にかけてイギリス国内の労働争議収拾のため帰国したので、彼に代わって、バルフォアが休戦協定の更新の度に条件を変えることに反対し、平和条約の軍事条項を早急に決定するという政策を明ら

かにし会議をこの方向へ導いていった。⁽²⁰⁾

さて、ロイド・ジョージの提案でできた軍縮委員会は、二月初旬、その報告書を十人会議へ提出したが、休戦条件の更改とかみあわせた軍事・経済両面にわたるその対独強圧案の内容は、英米両国首脳の反対で容れられず、二月一二日の会議で、フォッシュを議長とする新たな軍縮専門委員会が設けられて対独軍事条項を作成することに決定された。この委員会は、三月三日、ドイツが保有を許される最大限の空軍力と陸軍力、軍隊の構成、募兵の方法、ドイツが保有、維持及び製造を許される兵器、動力兵器と弾薬等、及びドイツ兵力と兵器の制限という見地から取らるべき統制手段、という以上の五項目に関し報告書を十人会議に提出した。その際、募兵は短期徴兵制 (short-term conscription) によることとドイツの地上軍は二〇万を越えぬものとなす等に関し委員会は意見の一致をみたと特に報告され、また前者に関し、イギリス代表は長期志願制 (long-term voluntary enlistment) を主張したが決定に達するために短期徴兵制を認めたと説明された。⁽²¹⁾

右の草案が作成されたことよって軍事条項の具体的細目に関する論議が展開されるのであるが、論議の中心となったのはドイツに徴兵制を認めることに関してであった。その論争はロイド・ジョージとフォッシュの対立という形をとったので、また両者は夫々政治家及び軍人の典型であっただけに、彼らの論争は軍縮ないしドイツ軍事力の縮小に関する政治家と軍人の意見の相違点をきわだたせるものがあつた。そこで、軍指導層の考えを明確にする意味で、大陸の陸軍国の軍部の意見を代表するともいえるフォッシュの見解を若干考察してみることとする。

平和会議の初期の段階では、当時のなお不安定な軍事情勢を背景に軍指導者の見解は決定作成に大きな影響力をなお保留して、軍の指導者達は軍事面のみならず、経済・政治面にまで容喙した。彼らは大体においてポーランド

への派兵、白露軍の援助、西部戦線に大軍を維持すること等に積極的であったが、とりわけフォッシュにおいてこの傾向は顕著であった。⁽²²⁾彼は将来のドイツによる侵略に対する拠点をもつばらインランドに求め、その恒久的支配を強く主張したにも拘らず、休戦の際にドイツの全面的占領やドイツの武装解除（ドイツの武装解除を求めはしなかつた。彼はドイツの軍縮の重要性を軽視し、それによる安全保障の可能性を問われた時、「軍縮は、あまり屢々繰り返せぬもので、ただ一時的な、当にならぬ、虚構の安全をわれわれに与えるのみである。ドイツが秘密裡に武装するのを妨げることは殆ど不可能である。……もし「ドイツが」戦争する気を起したら、手段を発見するのをなにもも妨げないだろうし、またその手段が有効たりえないという保証はなにもないだろう。諸君の敵対者の、多少偽りの弱さは、諸君の中に力強さを創り出しはしない」と答えている。⁽²³⁾ドイツの軍縮に対するこのような消極的態度は大軍の維持あるいはライブランドの恒久占領の主張の裏返しであり、それからはロイド・ジョージの主張する「一般的軍縮」に対する冷笑的態度しか出てこないのである。徴兵軍の保持を大前提として、力の優越を意図した軍事力の均衡のみを問題とする場合、ドイツの軍事力削減を含めた軍縮に対する彼の構想は保守的となり、また大軍の存在理由は、世界の緊張は軍事力によって解決され、現にそのような形で処理されねばならぬということの中に見出されるのであった。

右に述べてきたところの軍縮に反対する保守的対応の他にも、ドイツの軍事力縮小の内容を規定した諸条件のあったことはいうまでもない。ドイツ軍事力を可能な極限まで縮小するという軍縮に対する積極的な試みの中にその条件を探ってみると、われわれはそこに軍縮の別の政治的側面を見出すことができる。

ドイツ軍縮の基本目標は戦争の大義からすればドイツが二度と侵略戦争を起さないこと、すなわちドイツ軍国主義の破壊に置かるべきであった。しかし、軍国主義破壊の大義が実際には捨てられてしまったため、軍縮問題に関する

議論の中に軍国主義の破壊という観点からの積極的意見を見出すことはできない。ところで、軍縮案の内容は軍事力を支える決定的要因のとりえ方によって規定されるといえる。「全面戦争」という大戦の性格が正しく認識されていたなら、ドイツ軍国主義破壊のための軍事力縮小への鍵は、武器のストックを破壊したり制限することではなく、もっと戦争の主要メカニズムを構成する社会的諸要素を内的に統制・管理することの中に見出されるはずであった。このような認識とそれに基づく軍縮の方法とは一九一七年の労働党戦争目的覚書において明らかにされていて、それは戦争で利潤をあげる軍需商社の完全な撤廃などを要求していた。このような考えは必然的に社会体制そのものの変革にかかわるものであった。これに対し、連合国が実際に行なおうとしたことは、軍国主義と軍需産業との関係を殆ど問題とすることなく、もっぱらドイツの軍需生産に規制を加えることであつた。すなわち軍需生産に対する規制措置は侵略戦争の潜在力を内側から統制せしめようとする観点からではなく、軍需生産を連合国が外から管理するという観点から提起されていた。従つて、その管理政策はドイツを支配するという性格を濃厚にし、その故にまたかかる管理についての連合国相互間の政策上の対立を表面化させ、規制措置そのもの実をあげえなくする根因を残すことになるのであつた。

ドイツの軍縮の極限を規定したもう一つ別の要因は一九一八年一月の革命以来のドイツ国内政治の不安定と中欧に対するボルシェヴィズム滲透の脅威であつた。ドイツ軍事力の限度を国内秩序の維持に足るものとすることに意見の一致をみながら、他方で連合国はボルシェヴィズムに対する防波堤としてのドイツを考えなければならぬのであつた。ロイド・ジョージは、ポーランドに戦争をしかけるほどの武力の維持はドイツに許さるべきではないという制約を明らかにしながら、「ドイツはスバルタキストや他の革命諸政党を押えるに充分な数の治安維持部隊を有しなければ

ならない」と述べているし、またウイルソンは軍縮の要素の一つとして「国内警護に充分なだけの力の維持」をあげ、これに加えて、連合国指導者は「国内秩序を維持しかつボルシェヴィズムを阻止するためドイツによって必要とされる軍事力の量」を熟考する必要があると述べている。²⁵ただこの場合に注意さるべきことは、ドイツ軍事力削減の限度は彼らによってドイツ軍のもつボルシェヴィズム阻止の機能と関連させて考量されてはいるが、軍事力がボルシェヴィズム阻止のための最大の手段とは必ずしも考えられていないのであって、ボルシェヴィズムの脅威は削減の可能な限度を定めるのに働いていたというにすぎないことである。

既述のごとく、軍縮委員会案をめぐる十人会議の論議はドイツ軍隊の募兵方式に集中したのであるが、論争の背後には右に述べてきたような軍縮観、ドイツの軍縮を規定した要因等があつて論争の性格を規定し、また軍事条項の内容を決定するのに影響していたといえる。

さて、フォッシュの構想をもととする委員会の草案は二〇万の陸上軍の保有をドイツに認め、募兵方式については徴兵制をとり、軍役期間を一年間と定めていた。徴兵制案は専門委員会でイギリス代表を除くその他の連合諸国代表によって支持されたことは、彼らの代表する国の多くの軍制が徴兵制を基礎としており、徴兵制の効力を既に実証していたことと、一般軍縮によって徴兵制の廃止が彼らにも適用された場合にもたらされる重大な損失を彼らが認識していたことから、理解するに困難なことではなかつた。²⁶他方、イギリスの軍隊は徴兵制になじまず、それは大戦遂行の要請から多くの反対を押し切つて実施されたものであり、先述したように、当時その廃止こそが政治指導者の課題となつていた。

三月初旬、ロイド・ジョージはパリに戻つて十人会議に出席するや早速フォッシュ案に強硬に反対した。彼は徴兵

制を採って陸上軍二〇万と定めたことを特に問題とし、フォッシュの構想に従った場合ドイツは軍事訓練を受けた者を十年間に二百万、十五年間に三百万、二十年間に四百万人保有することになるとして徴兵制に反対した。この発言に対しフォッシュは軍隊の質を問題にして、軍隊の質を形成するのは一般の兵ではなく幹部 (cadre) であり、専門委員会の案に従った場合に多数の兵隊が疑いもなく軍事訓練に服することになるが、それに相当する参謀がいまいことになるのであって、このことはドイツに課せられた軍組織の弱点となると答えた。⁽²⁷⁾ フォッシュの考えに従えば、軍隊の強弱で重要なのは一般の兵ではなくて参謀 (staff) であるということになるのであったが、この考えに対してロイド・ジョージは、「訓練された士官はドイツに既に充分存在するのであって、これからの二十五年も同様である。……：提出された計画の下でも、ドイツはロバではなく相当の戦争経験のある士官達によって指揮される三百万ないし四百万の軍隊を持つことになる。これを軍縮と呼びえないことは確かだ」と述べて痛烈に批判した。⁽²⁸⁾ また彼はイギリスの観点を明らかにして、「ドイツはイギリスが保有しているよりも大きな軍隊を維持することを許さるべきではない。イギリスは四百万もの軍隊を保持する考えは毛頭ない。であるから、ドイツがイギリスよりも大きな軍隊を維持することにならぬ規定が設けられるべきである」と述べ、そして彼の提案を会議に提出する機会が与えられることを代表達に求めた。⁽²⁹⁾ 軍事問題で政治家が主導権を握ることに反撥したフォッシュが、現に提案されている規定は彼の個人的見解によるものではなく、すべて連合国軍事専門家の間で同意に達したものであると指摘して不満を述べるや、ロイド・ジョージはフォッシュの考えに猛然と襲いかかり、「問題はすべてが軍事的なものではないのである。それは同時に政治的なものであり、またそれ故に各々の政府の長は当該問題についての見解を表明する権利がある」と述べ、クレマンソーの同意を獲得した。⁽³⁰⁾

三月七日、ロイド・ジョージはバルフォア及び参謀総長ウイルソンと協議して作った左のごとき決議案を會議に提出した。

1. ドイツの海・陸・空軍はすべて志願兵制によつて募集されるものとする。
2. すべての階級の服役最少年限は常備十二年とする。
3. ドイツの陸軍力及び空軍力は、一五箇師団及び三騎兵師団を越えることなく組織され、全兵力で二〇万を越えぬものとする。
4. ドイツ海軍兵力は全階級総員一五、〇〇〇(31)を越えぬものとする。

この提案の骨子をなしているのは、言うまでもなく、長期服務志願兵制である。提案に際して、この案の目的とするところは、ドイツに年々の新兵の割り前を許さないということであり、またその方法がドイツと他の国、例えばロシアとの結託を阻止する唯一の方法であると述べられた。ロイド・ジョージの軍縮観を考へる上で殊に興味深いのは、志願兵制の利点として彼が徴兵制より志願兵制の方がより出費の多い点を指摘し、「ドイツが連合国に対する補償金の支払に加えるに志願兵軍を維持してゆかねばならないことになる」と、ドイツが軍事的冒険をしようにも金がなにも残されていないであろう」と述べていることである。(32) イギリス国内政治の課題と関連させて提起されていた軍縮は、ここで連合国がドイツに対して要求する賠償と関連させられている。右の言葉そのものは、賠償取り立てによるドイツの財政的負担増大の面からドイツ軍国主義が抑制されることを示唆したものにすぎないが、またそれは彼の軍縮構想が軍指導者の考へる狭義の力関係の観点からではなくヨーロッパ安定構想全体に関係づけられていることを窺わせるものである。

十人會議でロイド・ジョージの案は反対もなく採択されたが、それをもとにした軍事条項の作成が前述の軍事専門

家からなる委員会へ付託されることが明らかとなるや、フォッシュやドグット (Degoutte) 將軍は、委員会にはロイド・ジョージの出した原則に賛成する者はいないとして反対の意志を明らかにした。ロイド・ジョージは、二〇万以上の軍隊をドイツに与えるような講和にイギリスは調印できないし、また短期服務徴兵制でドイツの兵力を増強させることには同意しないだろうと述べ、また彼は將軍達に向つて、「原則の問題は十人會議自体によつて決定されなければならぬ。……いかなる將軍の意見といえども私の決定を揺るがせはしないであろう」と宣言して彼らの反対を押しつぶした。⁽³³⁾

以上のような論争を経て短期服務徴兵制案がロイド・ジョージの強硬な反対で日の目をみなくなるや、フランス參謀本部はドイツ軍を兵員数で極度に削減する案を作り上げた。三月一〇日の十人會議で、フォッシュは述べて、単に国内秩序の安定に必要なだけの警察軍の保有をドイツに認めるといふのであれば、兵力二〇万さらには軍縮委員會が新たに提上した一四万名でも多すぎるとし、一〇万案を自ら提出した。⁽³⁴⁾ ここでロイド・ジョージがフランスの安全^{セキユリテイ}の特殊性を理解するという表現の仕方で一〇万案に同意した⁽³⁵⁾ことは、次に述べるバルフォアの発言から推して、いかに彼が、平和構想の上で、ドイツの軍縮をヨーロッパの安定の核としようとしていたかを明らかにするものである。

大陸における諸勢力の均衡の原則からすれば、数百万のフランス軍とポーランドやチェコスロヴァキアの新興國に囲まれ、武器の多くを没収されたドイツが常備軍一〇万のみしか認められぬことは、権衡を失した政策と考えられざるをえないのであった。バルフォアが一〇日の會議で次のように述べていることは、一般的軍縮が次の段階で予定されねばならぬことを暗示しようとしたというより、ヨーロッパにおける均衡の崩壊についての危惧を表明したものと見えるであろう。彼はドイツを納得させる安全保障の確立を説いて、「ドイツ軍は警察力にまで、言ってみればそれ

ほど小さな力にまで縮小されてしまう。この場合に外からの侵略に対する安全がドイツに保障されねばならない。現在のところ会議には一般的軍縮の計画が提出されてはいない。もしフランス、ポーランドあるいはポヘミアが彼らの欲するだけの軍隊を保有するのに、一方でドイツが僅か一〇万の兵力しか保有できないと伝えられたら、ドイツは連合国が彼らをその小隣国のなすがままにまかせようとしていると言うであろう。……会議がドイツを攻撃に対しては無力なものにし、また防禦するには弱体なものであるのであれば、なんらかの保障が見出されねばならないであろう」と述べたのであった。批判の矢を向けられたクレマンソーがその解決は国際連盟の役目であると皮肉な答え方をしたので、バルフォアは憤然として、「もしこれが解決であるというのなら、このことはドイツに伝達さるべきである」と反駁した³⁶。

ドイツ軍事力の大幅な削減がヨーロッパ国際政治に不安定化の要因をも残すものであることはロイド・ジョージもつとに警戒していた点であった。既に引用したところであるが、ドイツ軍事力を治安維持に必要な兵力だけにとどめることを主張した際、ロイド・ジョージはドイツの安全保障について、「勿論、ドイツはポーランドに対して戦争を行なえるほどの軍事力の維持を許さるべきではない。他方、連合国はポーランドをその国境内に留めおくように保証しなければならぬ」と述べている³⁷。ドイツの軍事的弱体化にかかる問題が残されたことは「均衡のとれた縮小」ではない軍縮計画を採ったことの当然の結果で、連合国は彼らの力の優位を背景にドイツに対して不安の状態を強要したのである。真の安定のためにはこの不安をなくすことが必要であるが、連合国は安全を保障する装置を準備していいたであらうか。

軍事力を大幅に縮小されたドイツの安全保障は、公にされた構想に従えば、国際連盟の機能に期待されるのであつ

た。しかし、平和会議が軍縮問題を具体的に審議する段階にまで進展すると、ロイド・ジョージ自身が国際連盟は安全の最終的保障を与えはしないという考えを口外している。ヨーロッパの安定は国際連盟によってではなく勝利者の圧倒的な権力を背景に勢力関係の新たな設定によって実体的に確保されねばならないのであった。軍縮についても、あらゆる実質的な問題はドイツ軍事力制限に関する主要連合国の政策決定によって解決されるべきであって、国際連盟の仕事とされるべきではなかった。例えば、ドイツの艦隊建造、外国の為にする各種海軍用資材の製造あるいは輸出に關して、原案が国際連盟の適当と認める機関によって監視されるものと規定していたのに反対して、「当該問題は国際連盟の仕事ではない。それはドイツ軍縮の計画における本質的部分である」とロイド・ジョージは述べ、「国際連盟」の字句を「連合国」に変えさせた³⁸⁾。また軍事条項の履行監視の委員会に関する規定の審議の際、「国際連盟は条約の履行を進めるための治安組織ではない。監視機関は同盟及び連合国によって組織されかつ維持されるべきものと考えらる」と彼は述べている。右のような主張は占領政策と国際連盟の仕事とを切り離して講和を達成するという考えを彼が抱いていたことを窺わせると同時に、彼の当初の発言とは違って、国際連盟が彼の平和構想で安全保障のための重要な機構とはされていなかったからこそ、そのような主張が表明されるようになったといえるであろう。

ドイツ軍の長期服務志願兵制案が採用された後にアメリカからパリへ戻ったウイルソンは、ドイツに対する軍事条項の変更を求めドイツに徴兵制を課することを望んだが、この時にロイド・ジョージが示した態度は国際連盟と軍縮についての両者の接近方法の違いをより赤裸々に示すものであったようである。三月一七日、軍縮問題でロイド・ジョージとウイルソンが私的な会談をなした際、軍事条項に関する決定の行なわれた会議に出席していなかったことを盾に、ウイルソンが志願兵役制の原則の撤回を求めたのに対し、ロイド・ジョージはウイルソンの挑戦を黙認する意志の

ないことを明らかにし、またウイルソンが彼の主張を固執するのであれば、ロイド・ジョージの不在中になされた国際連盟に関する決定に挑戦するであろうと述べた。⁽⁴⁾この場合、国際連盟はイギリスの求める軍縮達成のための取引材料でしかなかったわけである。

ロイド・ジョージの平和構想の中核は国際連盟ではなくあくまで軍縮にあった。そして彼の構想は軍事力の低水準における「均衡」を挺子とする安定を目標としていたといえよう。換言すれば、彼の平和構想は一般的軍縮の達成をもって成就されるのであった。しかし、一般的軍縮はドイツの軍備縮小についての審議の過程でうやむやにされてしまったのであるから、ドイツ軍の縮小によってその端緒を与えられた《軍事力の低水準における均衡》による安定は、現実主義的に考えれば、当然に他の諸要因によって補強されねばならなかった。この課題は国際連盟という寡頭体制の中で大陸軍国フランスの強大化を牽制することであり、またドイツがこの体制に服しかつ体制の枠の外にある国へ接近することのないようにすることにほかならなかった。

軍縮がドイツ軍事力の縮小に集中しただけに、フランスの力の牽制はこの問題で表面化することは殆どなかった。だが条約の履行と関連してドイツに対する連合国の将来の政策が問題となるや連合国間の対立が表面化せざるをえないのであった。もともと、軍事条項は作成中から既にドイツによるその履行に不安の抱かれた事項であり、従って「履行義務を回避するための口実をドイツに与えることになるようなすべての曖昧さを避けること」⁽⁴⁾が軍事条項作成における連合国の主要指導原則の一つであった。会議に出席した代表達の多くはドイツによる軍事条項の履行は究極的に連合国の軍事力によってその保証のえられるところのものと考えていた。しかし、全面的な占領による政策の実現という方策の欠如と対独政策そのものにおける連合諸国間の対立によって、軍事条項の実施あるいはドイツによる履行

は不確実さが予想され、このため履行を確実にするための措置の設けられる必要があった。このためにとられた措置が連合国防際監視委員会の設立（「条約」第二〇三条）にはかならなかつた。これに関する規定の審議において明らかとなつた英米とフランスとの間の意見の対立は、とりもなおさずドイツの軍事的弱体化についてのこれらの国の政策上の対立を示すものであつた。三月一七日に十人會議に提出された草案はドイツの軍事政策に対する管理措置として次の規定を含んでゐた。すなわち、兵器、彈藥その他の軍用資材の「すべての発註は同盟及び連合国防政府に通告され、かつ當該通告の後に初めて製造せられるものとす」⁽⁴³⁾と。（軍事事項草案「講和の海・陸・空の條件」A—10）この規定に関連させて、ウイルソンは監視委員会にはいかなる種類の期限も付されていないことを問題として、「平和条約の履行を監視するために、連合国防軍隊が永久に維持されるなら、講和ではなく連合国防の軍事支配が成立してしまふことになる。アメリカ政府はかかる協定に加はるることに決して同意しないであらうし、また、もし私がかかる協定への賛同に加わつたら、私は合衆國憲法の許す権限を越えたことになつてしまふ」と述べた。⁽⁴⁴⁾この發言に続いて、ロイド・ジョージもドイツの永久支配のごとき政策に反対して次のように述べている。「第一〇条はいかなる国にとつても怒りと屈辱の恒久的源泉となるような種類の条文であり、しかも他方、それは意圖された目的を確實なものにはしないだらう。……鉄砲の製造と兵員の訓練は秘密に行なわれうるものではない。國際連盟規約の中に軍備の計画と戰爭資材の貯藏を他國に通告することを要求する条文があるのであれば、各國が同一のことをしなければならぬであらうから、そのことはなんら腹立たしいことではなからう。」⁽⁴⁵⁾このように彼が批判しているのは一〇条の内容ではなく、部分的にせよドイツを連合國の永久管理の下に置こうとするフランスの政策なのであつた。三月下旬ともなると、會議における対立は主としてフランスに対する英米という形をとるようになっていた。

次に、平和条約の発効とともにヴェルサイユ寡頭体制から疎外されることとなる独露兩國の接近 (*rapprochement*) は、戦争に疲弊していた当時の兩国民の状態を考えれば、その可能性の少ない事柄ではあった。しかし、強力な同盟国なしには、ドイツが新たな侵略戦争を試みることは以後幾年の間ありえないと考えられておっただけに、連合国の指導者達は平和会議中から兩國の接近を大いに警戒していたのである。そのような事態が将来生起するのを予防するためにも、ドイツ国民が悪意や憎悪によってではなく正義によって厳しい軍事条項を指定されたと彼らに感じさせることが必要であり、またヨーロッパの安定のために連合国にはドイツの安全を保障する義務が課せられていたのである。

ヴェルサイユ条約第五編陸軍海軍及び空軍条項は、「各国軍備の一般的制限の企図を実現せしむる為ドイツ国は左に掲ぐる陸軍海軍及び空軍条項を厳に遵守することを約す」という前文で始まっている。この条文にわれわれはロイド・ジョージの軍縮構想が端的に表現されているのを見出す。そして軍事力の均衡点を低下させる政策はことドイツに関する限りイギリスの目標とするところを殆ど達成した。軍国主義国ドイツの軍事的無力化はヨーロッパの安定条件と考えられうるのであった。しかし、それはあくまで一般的軍縮を前提とした安定条件なのであった。平和会議で一般的軍縮への道が開けなかったことから、ドイツの弱体化によって相対的に強化された大陸軍国を牽制することがヨーロッパ安定の構想には重大な課題として残されることになったのである。

- (1) G. R. Crosby, *Disarmament and Peace in British Politics 1914-1919* (1957), p. 96.
- (2) Lloyd George, *War Memoirs*, VI, 1793-96.
- (3) *The Times*, 12 December 1918.

- (4) Callwell, Field-Marshal Sir Henry Wilson, Vol. II, p. 161.
- (5) Lloyd George, I, 631.
- (6) ウェ・ヴ・ボチヨムキン『外交史 第三卷附録』(外務省調査局第三課訳)五頁。
- (7) Lloyd George, I, 630.
- (8) A. Vagts, "The United States and the Balance of Power" in Morgenthau and Thompson eds., *Principles and Problems of International Politics*, p. 200.
- (9) Baker, I, 386. 海軍軍縮に関し、フランスは擴張主義を採り、イギリスは現状維持を採つた。なお、イギリス内部ではなによりも海軍力の優位を維持しようとする保守系、海軍省筋の有力な一派——モーニング・ポスト、カーゾン、チャーチル——と、諸国民の相互安全保障の見地から軍縮に賛成する自由・労働系の有力な一派とが存在した。ロイド・ジョージはこれら二派からなる馬車を駆つていたわけである。Baker, I, 383-84.
- (10) ボチヨムキン、前掲書、五頁
- (11) イギリス参謀総長ウイルソンはドイツの武装解除を休戦の条件と考えていたのに対し、フォツシユは当初からラインの非武装化を求め武装解除を提案しなかつた。Callwell, *op. cit.*, p. 134, 136.
- (12) FR, Paris 1919, III, 669.
- (13) *Ibid.*, 702, 694-97.
- (14) *Ibid.*, 694-95. これは「戦後処理の原則」の一つであつた。例えば一四カ条の第四条は「各国の軍備を国内の安全に必要な限りの最低限にまで縮小するために、適切な保障が与えられ、行なわるべきこと」と宣言している。
- (15) *Ibid.*, 694.
- (16) 連合国とドイツ側との間の休戦期間は三六日間と定められていたので、パリ平和会議が始まる前に既にその期限がきれていた。そこで一九一八年一二月に第一回の延長が一九一九年一月一三日までとされ、さらにそれがきれると第二回目のが二月一七日までとされた。十人会議で軍縮が論じられた時、第三回目の休戦期間延長が丁度問題となつていたわけである。
- (17) FR, Paris 1919, III, 901-2.
- (18) HPCP, II, 115. イギリスにおける新聞論調については次の書参照。Crosby, *op. cit.*, pp. 116-19.
- (19) FR, Paris 1919, III, 705-6.

20) Ibid., 971-72. 二月中旬から三月上旬まで、ロイド・ジョージが歸英してた時期は、またウイルソンの歸米とクレマンソーの暗殺未遂事件で他の二巨頭も不在の時期で、外相達が三巨頭に代わつて会議を運営していた。二月二日バルフォアは決議案を提出して遅滞なくドイツとの予備的平和条項の審議を促進し、出来るだけ早く必要な調査を急ぐことを求めた。彼は軍事条項と他の政治・経済条項を区別した。彼がこの決議で審議を早急に進めようとした条項は、(a)将来ドイツの大体の国境、(b)ドイツに課せられる財政取り決め、(c)戦後ドイツとの経済関係、(d)戦争法規違反の責任からなる以上四項目であつた。FR, Paris 1919, IV, 85. ヌイカーは国際連盟規約をわきにそらす陰謀を企てたものとして決議を出したイギリス代表殊にバルフォアを非難している。Baker, I, 300-2.

- 21) FR, Paris 1919, IV, 183-84.
 22) Baker, I, 164-67.
 23) J. C. King, Foch versus Clemenceau : France and German Dismemberment 1918-1919 (1960), p. 22.
 24) FR, Paris 1919, III, 707.
 25) Ibid., 1002.
 26) HPCP, II, 128. House and Seymour eds., What Really Happened at Paris, pp. 387-88.
 27) FR, Paris 1919, IV, 217.
 28) Ibid., 217-18.
 29) Ibid., 219. ロイド・ジョージがドイツ陸軍二〇万の案に激しく反対したことは、彼がいかにかドイツ軍の縮小に熱心であつたかを示す。というのは、イギリス軍部代表はドイツに四〇万の常備軍保有は許さるべきであるという考えであり、フランスが長期服務志願兵軍を国民軍の幹部とみなしてこの案に反対し、可能最少限数まで縮小することを要求した結果、それが二〇万という数になつてつてきたわけなのであるから。HPCP, II, 130.
 30) FR, Paris 1919, IV, 219.
 31) Ibid., 263.
 32) Ibid., 263.
 33) Ibid., 264.
 34) Ibid., 295. フォツシユの主張した兵員数は、ドイツには特種の警察等訓練された者が六万以上存在するから、一四万案を採る

と訓練された者は二〇万を越えるという計算から出ている。Ibid., 296.

(35) Ibid., 297-98.

(36) Ibid., 298.

(37) FR, Paris 1919, III, 707.

(38) FR, Paris 1919, IV, 223.

イド・ジョージとバルフォアの強い主張に彼は屈し、その制限規定が設けられることになったのである。「条約」一九二条。

(39) Ibid., 303.

(40) ウイルソンがなぜイギリス案に不満であつたかは明らかでないが、決定作成をみた軍事条項がドイツをあまりに弱体化させたと彼が感じたことにあると思われる。また、三月一七日の会議の冒頭で、「ドイツがその東部國境で遭遇するかも知れないホルシェウイキヤその他の外的危険は、ドイツに許される兵員総数を定める際に、軍事専門家によつて考慮されたか」と彼が質問していることから、その主たる反対理由の一つは、決定をみていた軍事条項が、ホルシェウイズムに対する防衛機構の一部としてのドイツ軍をあまりに弱体化せしめるものと考えようになつたことであつたとも考えられる。Ibid., 356.

(41) Callwell, op. cit., 174.

(42) HPCP, II, 127. このほかに指導原則としてあげられているものは以下のごとくであるが、それらはこれまでの叙述で大体明らかにされていると思う。(a)すべての国の軍備の一般的制限の開始を可能にすること、(b)制限の過程をドイツから始めしむること、

(c) ドイツによる将来の侵略の危険を阻止すること、(d)ドイツには国内秩序を維持するに充分なだけの軍事力を残すこと。

(43) FR, Paris 1919, IV, 387.

(44) Ibid., 358-59.

(45) Ibid., 359.

第三章 国家的インセキュリティの極小化

第一節 「カルタゴ式講和」との対立

一 ロイド・ジョージのヨーロッパ安定構想が、ドイツ軍備の徹底的な制限——全般軍縮——国際連盟による現状維持の強化という一連の計画からなっていたのに対し、平和会議におけるフランスの構想は彼のそれよりもより徹底したドイツの弱体化——戦略的国境——ドイツを包囲する東・中欧小国との同盟といった一連の安全保障要因の実際の設定からなっていた。将来に再度ドイツが英仏に戦争をしかけないようにすることは彼らの共通目標であったし、また平和会議で英仏は共に「戦後処理の原則」を無視しても獲物の配分がありつこうとした。しかし戦後処理に戦後の力関係の配置や経済政策のからまった問題が提起されるにつれ、英仏の構想における相違点がいよいよ明白となってくるのであった。

三巨頭が直接手がけたドイツとの講和においては、大戦の原因の一つでもあった独仏の歴史的抗争から考えて、将来における独仏両国の力関係の調整が戦後処理そのものの中に盛り込まれざるをえないのであった。イギリスは両国の関係に重大な関心をもっていったし、また大きな発言権をもっていた。しかし、一九一九年におけるドイツとの取り決めににおける根本的対立は、ロイド・ジョージとクレマンソーとの間にはなくて、ウイルソンの国際協主義とクレマンソーのドイツ抑圧政策、ケインズのいう「カルタゴ式講和」との根本的な対立にあったのである。⁽¹⁾ロイド・ジョージは、この場合、彼らの間に立つ調停人あるいは日和見的な斡旋人として描かれてきた。しかし、問題の核心がヨ一

ロッパの安定にあつた以上、イギリスの首相が局外者の調停人でなかつたことはいうまでもない。世界大戦を契機とする英米仏三国夫々の間の力関係の変化した情況の中で、彼が斡旋人の役を務める場合、たとえ彼がイギリスの「伝統的」政策に則つて行動しても、そこには変化した情況への適応と将来の紛争阻止についての見透しが現実要求されてきた。一九一九年三月中旬、英米仏三国首脳はパリで再度顔を合わせ、講和の「実際問題」を本格的に審議することとなつた。この段階で、フランス代表が出した彼らの安全のための提案は平和会議を紛糾させ、平和会議をまさに分解の瀬戸際に立たせたのである。そこでまず「カルタゴ式講和」と非難されたフランスの敵しい対独講和条件、あるいはフランスの「セキュリテ」(Sécurité) のためにとフランス代表が執拗に要求した条件について考察してみることとする。

國家の安全ということとはあらゆる國の政府がその外交政策の目標として表明していることであるから、平和會議でフランス政府が殊更に外交政策の目標として安全を追求し、あるいはそのことが「十人會議」さらには「四人會議」を紛糾させることになつたことを理解するためには、フランス政府がフランスの安全を外交政策の目標として執拗に求める場合の「セキュリテ」の特殊性が明らかにされねばならない。この言葉の特別な意味はフランス人が「ドイツの侵略に対する安全の保障」(garanties de sécurité contre une agression de l'Allemagne)への欲求について語る時により明瞭なものとなるのである。⁽²⁾多くのフランス人にとって平和とは將來の独仏關係の安定であつた。勝利は安全への欲求を満たさしめる絶好機であつた。しかるに、休戦が無条件降伏によるものでなく、またドイツの全面占領も行なわれなかつたことから、ドイツは必ずしも敗者の態度を示さなかつた。かかる態度はフランス國民の勝者としての意識を刺激するのであつた。⁽³⁾フランス人は休戦とともにドイツとの新しい戦争の恐怖にとりつかれてきた。クレマンソ

一はAP通信の記者との会見で次のように語った。勝利は単に「嵐の中の小止み」にすぎない。フランスのえたのはピリックの勝利〔多大の犠牲を払つて得た勝利〕である。なぜならフランスは産業面で破壊され、またアメリカとイギリスに多大の債務を負った。ドイツがロシアの援助で再度戦争を起す虞れがある、と。ドイツに対する恐怖は激しいだけではなかった。それはドイツ「軍国主義」に対するそれであるよりも、ドイツ「民族」に対する恐怖であった。⁽⁵⁾ 国際紛争の原因がもっぱらドイツ民族の極度の侵略的性格や極度の傲慢といったその民族的性格に求められる場合、民族性の変革についての知的方法が発見されぬ限り、紛争の根絶はつきつめれば、ドイツ民族の消滅によって可能となる。このような極端な議論はなら現実味を有しないが、フランスの対独政策はドイツの力の量的削減を目標としていた限りにおいて、ある面では右の考えに連なっていた。ドイツ分割(German dismemberment)はフランスの右翼指導者や軍指導者によって戦争中から既に構想され、また平和会議において彼らの根強い要求となつた。⁽⁶⁾ これらの要求は後述するライランドをめぐるフランスの様々の構想の底流をなしていたのである。

一九一九年の講和に理想主義的色彩をそえた新外交の諸原則はおよそフランスの主要指導者を納得させるものではなかった。戦争は一九一四年の戦争が起つたように将来いつかまた勃発するであろうという彼らの信念からすれば、「旧い秩序」はなら変わっていないのであった。彼らは破壊されたものの復活を旧世界の原理に則つて構想し、ドイツの「復讐」(revanche)を想定し、そしてこれまで最も安全を与えたと考えられてきたものの上に「セキュリテ」の保障を求めた。「復讐」が仮定されていたが故に、彼らの欲求はドイツからの脅威の増幅された形で現われ、安全の極大化に向けられるのであった。国際連盟の設立も、ドイツの軍縮も、彼らの欲求を満足せしめなかつた。平和会議でフランス代表は独自の案として強力な国際連盟の設立を求めたが、それは現状維持のための連合国の同盟機構

としてであった。その構想は「厳格な、確定的な、論理的な」観点すなわち「大陸的な観点」——弾力的な、実験的な、外交的やり方への選好、あるいは人間性への信頼に立つて、道徳的義務のみを求めるアングロ・サクソンの観点に対し——人間性を恐れ、将来のことを束縛しようとし、成文化した保障を望む観点(7)に立脚していたといえよう。セキュリテへの彼らの欲求はドイツに対する大幅な軍備制限によっても緩和されないのであった。彼らの求めたのはフランスに対するドイツの相対的な弱小化ではなくて、ドイツの絶対的な弱体化であった。一九一九年にも彼らフランス人は、「永遠を軽視した石の波止場であり、歴史の激流のまえでふりまわす空証文の条約」でしかない決定的な解決(8)を希望していたとでもいえようか。

フランスの求める安全の極大化構想を體現していた人物こそクレマンソーにはかならなかった。「彼は人類全体の問題には真の関心をもたなかった。彼の唯一の関心はフランスであった」とロイド・ジョージは書いている。(9)クレマンソーの政策は権力政治における「大陸的方法」にほかならなかった。人間性への信頼を説き、将来を束縛することより将来に託する方を選び、成文化した保障よりも道徳的義務のみを求めることは、クレマンソーからみれば、偽善的なイギリス人の理想以外のなものでもないのであった。ドイツ国民は侵略的国民だという確信にたつて、彼らに対処する方法は権力政策以外にないというのが彼の政治理論であった。ある人が国際連盟について語っていたのを遮って、「あなたは本当に国際連盟に信頼を置けると思つて居るのですか」と彼が尋ねたという話は有名であった。彼は持続的平和も、戦争の終焉も、軍縮の成功も信じなかつた。(10)殊に、目新しい言葉の組み合わせによってユートピア的構想を打ち出したり、平和の基礎を国際世論に求めたりすることに激しい不信の念を抱いていた。国際連盟についてクレマンソーは述べている。「私が国際的保障について語る時、……もしもフランスがそれ自身の防衛を許

されているのなら、私としては、われわれに提議される（補足的保障 (garanties supplémentaires) のあらゆる付け足し）を喜んで受け入れるものである。⁽¹¹⁾ 国際連盟はなぜ補足的保障でしかありえないか。国際秩序についての目新しい諸観念は単なる「意見」あるいは象徴にすぎないからである。クレマンソーから見れば、ウイルソンはお喋りの機関にすぎぬ彼の国際連盟にあまり信頼しすぎていたのである。「言葉への信頼過剰は失望を招くだけである。」⁽¹²⁾ 国際連盟は同一化象徴 (symbol of identification) として有効性を発揮したにすぎないのである。それがひとびとの希望を集めたからといって、人間の本性が変わらない以上、これまでの秩序の本質はなんら変わっていないのである。従って、国際連盟の象徴に大衆の平和への希望を集中させること自体きわめて危険なことなのであった。彼において、ひとびとが希求した安全の保障はあくまで旧来の体制において安全を保障すると考えられていた象徴によって構成されねばならなかった。すなわち、安全を保障するのは、利他的な民衆——国際協調——集団安全保障——国際連盟ではなくて、国民——武力——勢力均衡——同盟に他ならなかった。一九一八年二月二八日、ウイルソンがギルドホールにおける演説で勢力均衡の欠陥について新たな国際秩序観を披瀝したのに対し、間髪を容れず翌二九日クレマンソーはそれまでの沈黙を破って現実主義者としての態度を明らかにして次のように述べた。フランスは「現在特に困難な状況にある。……フランスはドイツに最も近い国である。アメリカは遠く離れており、この国に到達するには長い時間がかかった。そこでその間われわれは悩まされ、被害を蒙ってきた、……われわれの都市、われわれの町は破壊された。あらゆるひとが、いみじくも言っている。『二度と繰り返してはならぬ』と。私も同感である。しかしいかにしてか。曾て古い体制が存した。今日それは非難されているようであるが、この時に当たって、私は自分がこの体制の忠実な信奉者としてとどまるものであることを表明するのを恐れない。この体制——堅固な国境……および勢

力均衡——は今日ある非常に高貴な権威者によって非難されている。」彼はウイルソンに挑戦して、彼が平和會議で採る指導原則は「この同盟の体制」であることを明らかにした。⁽¹³⁾

クレマンソーが固執した「同盟の体制」すなわち勢力均衡は実質的に何を目標としていたか。彼は回顧録の中で「われわれは過去の諸々の伝統に基づいて生活している。それらは、あまりに早く希望を雲散霧消させてしまう危険のあるあの言葉のきらびやかさというものに注意を向けさせる」と説いたのに続けて、「要するに、平和は持続的な均衡状態にあると想定された諸勢力の配置状態である。この均衡状態において、正義を組織化した道徳の力は、起りうるすべての攪乱に対する戦略的予防策によって守られている」と書いて⁽¹⁴⁾いる。安全と均衡の関係において、一般に、仮想敵国と同等の強さでは、安全は得られないのであり、それを確信させるものは相手国に対する自国の相対的優位にある。しかるに、フランスがその国力をドイツのそれに対比した場合、それは同等であるどころか劣っている面が多いであった。第一次大戦前に既にフランスはその人口においてドイツに劣っていたのに、大戦による莫大な人的損失はその差を増大させ、またその蒙った国土の破壊によってフランスの再建が遅れることは明らかであった。かくて、将来に予測される発展・強化されたドイツと発展・回復の速度の遅いフランスとの均衡を、永遠の均衡状態を終局目標として追求する限り、その均衡政策は、平和會議の時点で独仏の力関係におけるフランスの大なる優位を目的とせざるをえない。このフランス優位のための「均衡」はまさに戦略的予防策によってのみ可能であった。セキユリテは戦略的予防策による「戦略的安全」において保障されると確信されるのであった。

ペイカーはフランスの安全構想の主要な形を次のように要約している。(一)フランスによるラインの軍事管理、(二)この管理を維持するためにフランスを助ける大国間の永久的同盟、(三)東部からドイツを威嚇するための一群の小国同

盟、(四)ドイツ帝国の領土縮小、(五)ドイツ政治組織の跛行化、(六)連合国ではなくドイツの軍縮、(七)履行不能な償金、(八)経済資源の剝奪、(九)フランスに特惠的でドイツに不利な一連の通商協定⁽¹⁶⁾。フランス代表の求めた戦略的安全がこれらの形態を備えていたことは明らかである。特に「安全」の条件として明示されたものは、(一)戦費と賠償の全面的な返済、(二)ザール盆地を含む一八一四年のフランス国境の回復、および(三)ライン左岸領土の軍事的、政治的および経済的保障であった。これらこそがフランスにとつての永続的かつ正義の講和の条件であり、そしてこれらに「補足的保障」が加えられてフランスの安全はその条件を満たされると主張されたのであった。

第一の賠償問題について言えば、経済・財政の問題についても、フランスの政策はドイツを弱体化させるという観点から作成された性格が強い。ケインズはつとに一九一八年一二月、フランスのドイツに対する巨額な償金の要求はライン諸州の占領継続とその究極的な獲得のための基礎とされているという彼の見解をアメリカの経済問題専門家に表明している。またベイカーは、平和会議でフランスは政治的解決にとりつかれていたので経済問題を主としてフランスの政治的安全、偉大さおよび栄光に照らして考えた⁽¹⁷⁾と書いている。賠償問題がラインランド占領⁽¹⁸⁾といった広義の領土問題と関連させられたことは、ケインズのいう「石炭や鉄の問題」が戦略的構想と密接な関連をもつて提示されていたことの現われである。かかる構想においてはそもそもヨーロッパ再建がドイツの復興と密接不可分であるということは無視されざるをえないのである。経済的法則を無視するような巨額の賠償要求もドイツに対する永続的支配についてのフランスの欲求の強さ、そして彼らのいだいていた「全能の幻想」の現われであつたらう。

次に、ザール盆地に対する要求は一八一四年に認められていた歴史的権利の回復という形をとつたが、この要求は経済的「獲物」に対する欲求を含んでいたのである。彼らの要求の正当性を立証するために、フランス代表は同地域

の住民が歴史的にフランスとの結合を望んでいたこと、そして現にそれを欲している多くの住民のいることを主張して回復の権利の正当性を明らかにしようとした。このように歴史的権利としてザールの領有を主張しながら、フランス政府は「ザールの譲渡は一般的観点から賠償として絶対不可欠である」と唱えた。ザールの領有は将来の仏独の力の均衡のためにも必要なのであった。すなわち、ドイツによってフランス北部の炭鉱および工業地域に加えられた破壊によって、ザールの石炭なくしてはフランスはドイツに経済的に従属することになるということが、ザール領有に對するフランスの強硬な要求の一つの論拠であった。⁽¹⁸⁾

さて、「戦略的安全」の中心をなしたのはいうまでもなくライン左岸の恒久的占領あるいは同地域の政治的独立の構想であった。それが安全の構想の中樞をなしただけに、それに対するフランス政府指導者、軍指導者の欲求は激しいものがあった。⁽²⁰⁾ 戦争中からドイツの分割を求める声はフランス世論の一部を代表しておったし、またラインランド政策はこのような声と密接な関係をもっていたことは明らかである。ドイツ統治組織の分割案はフランス政府によって公式に決定された政策とはならなかったが、ドイツ分割構想の限定版ともいえるラインランド分離・独立案は休戦後まもなく準公式的にイギリス政府に提示されたのである。すなわち、フランス政府・軍指導者の中でこの案の最も強硬な主張者の一人であったフォッシュ元師は一九一八年一月末訪英した際にこの案をロイド・ジョージに示唆したのであった。彼の示した案の内容は、ライン左岸ドイツ領を分離し、独立の一つあるいは数箇の中立国を建設すること、およびこのライン左岸独立国を含めたフランス、ベルギー、ルクセンブルグおよびイギリス間の同盟の形成によってドイツによる侵略に対して備えることからなっていた。⁽²¹⁾ 一九一九年一月一〇日、フォッシュは彼の案をより緩和した形ではあるがより具体化して連合国会議に提出した。⁽²²⁾ ラインランドに関するフランス政府の公式提案はこれよ

り約一月半後タルデー (Tardieu, A.) の作成になる。「ドイツの西部国境をライン川に定めること、および連合国によるライン諸橋の占領に関するフランス政府覚書」として示された。

この覚書で第一に強調された点は、フランス政府の出したライン左岸に関する提案によって「達成されるべき目的」が領土の併合といった利己的性格のものではなくて、「共通の危険の阻止と共通の防禦機構の形成」にあるということであった。ドイツが一八七〇年および一九一四年に行なつた突然の攻撃を再度行ないえないようにすることは西欧および海洋民主主義諸国の共通の安全にとつて絶対必要である。また、ドイツの突然の攻撃を阻止するために、ドイツがライン左岸に接することを禁止し、ドイツの西部国境を川のところに固定させることが必要である。このために橋が占領されねばならない。覚書は、そのような必要性を説いた後、ドイツの軍事力制限および国際連盟によって与えられる保障が不適切なものであることを主張する。ドイツの攻撃に対して必要なのは「物理的保障」(garantie physique) であり、そのような保障の唯一のものこそドイツの西部国境をライン川に定め、かつ連合国軍によるライン川諸橋の占領にあると結論する。そして、このような占領が将来の侵略阻止のために国際連盟によって主張されている諸原理と完全に調和したものであり、またこれによって得るフランスの利益が連合国全体の利益と合致するものであると強調されたのであつた。⁽²³⁾

これまで考察してきたフランスの三つの要求——賠償、ザールの領有、ライン左岸の占領継続——は四人會議を最も紛糾させた問題であつた。これらの要求を貫徹することによってフランスはドイツの絶対的弱小化を図つたのであるが、同時に自身の側の防衛体制の強化を熱心に策した。次節で考察するように、英米仏の同盟の体制が西部で構築されようとしていたのに対し、東部ではポーランドを中核としてもう一つの同盟の体制が形成されようとしていた。

早くも一九一九年二月、十人会議の席上でクレマンソーはこの構想の一端を明らかにしている。ヨーロッパの安定にとって、「強力なポーランドが必要である。……国際連盟は非常にすばらしい構想ではあるが、それは諸国民の存在を無視して構成することはできない。ポーランドは、フランスが西部で緩衝国となつてゐるように、東部での緩衝国として最も必要な国の一つである」と彼は述べた。⁽²⁴⁾ 強大なポーランドこそが、ドイツ西部にあるフランスの力を倍増する「東部にある新フランス」となるとフランス代表によつて考えられていた。⁽²⁵⁾ 大ポーランド建設への彼らの支持は民族自決主義と調和させながら同盟の体制の確立を目指す現実主義から出ていたことはいうまでもない。条約作成の最終段階で連合国の呈示する条件の厳しさがドイツ国内に巻き起すであろう反響を恐れて、ロイド・ジョージが既に決定をみていたドイツの東部国境に関する規定の変更を求めた際、クレマンソーは反対して、「ポーランドの建設について語る場合、これがただ歴史上の最大の犯罪の一つを矯正せんとするがためになされたのではないということが銘記されねばならぬ。ドイツとロシアとの間に障壁を創出することが望ましいのだ」と述べた。⁽²⁶⁾ 戦後処理にフランスは首尾一貫してフランスの求める「平和の組織」すなわち同盟の体制の確立を求めていたのである。侵略者ドイツに対し制裁力を貯え、予防の準備を完全しておくことがフランスの安全の条件なのであった。

ペイカーはライン左岸の占領を中軸としたフォッシュの構想は次のような仮定に立ってたと指摘している。すなわち、それは仏独両国が恒久的な敵対国であること、平和は武力に基づかねばならぬこと、そしてこの武力はフランスがドイツより弱いことからアメリカ、イギリスおよびベルギーによつて補強されねばならぬことを前提としていた。⁽²⁷⁾ このような考えが一人フォッシュのみのものでなかったことはこれまでの考察からも明らかであろう。ところで会議を紛糾させたものがフランスの出したその安全の保障の条件であつた以上、この問題の処理はフランス国民の不安の

感情の強さについての英米両首脳の認識の程度に深く関連していた。そこでフランス代表の求めた「セキュリテ」の心理面を平和会議におけるフランス代表の発言の中にもう少し探ってみることにする。

一九一九年二月初旬、十人会議に提出されたドイツ軍の現有勢力とその動員解除の状況、武器の引き渡し等に関する「ルシュール報告」(Loucheur Report)⁽²⁸⁾で、ドイツによる休戦協定履行の不充分さが報告され、ドイツ軍の動員解除を履行させるために連合軍による占領地域の拡張や軍需工業の管理が提案された。この機会を直ちに与えて、クレマンソーは休戦協定の更新の機会を利用してドイツに対して新しい条件を課すことを策した。ウイルソンは休戦条件に新条件を加えるようなやり方に反対することは彼の義務であるという強硬な態度を示し、また最終的な軍事条項が起草、手交された後直ちにドイツ軍の武装解除を行なうことは可能であり、他方最終的な講和条件が拒否された場合には戦争の再開を辞さないにしても、将来確定する講和条件のある小部分の承認を拒んでいるようだとその理由で戦闘を再開するほどのことはない述べたのであった。⁽³⁰⁾ドイツの休戦協定不履行に対するこのような態度はクレマンソーの感情をいたく刺激した。クレマンソーは、ウイルソンの考えは連合国側の動員解除の進抄と地方ドイツ側の動員解除の不履行による講和をとりまく諸条件の悪化という事態を無視するものであり、またウイルソンは「問題を非実際的な、^{アカデミック}理論的な、そして教義的な見地から論じている」と非難した。⁽³¹⁾

クレマンソーは彼の対独政策に絶対的な確信を示すのであった。会議のテーブルを囲んでいる代表達の誰よりも彼クレマンソーは「ドイツ国民をよく知っている」と自ら述べている。⁽³²⁾ドイツ国民に対する心の底からの不信こそ彼が「熟知している」この国民に対する彼の態度を特徴づけるものであった。休戦はあくまで戦争の停止状態であるにすぎず、⁽³³⁾現にドイツは動員解除を遅らせて連合国を脅迫しているのであり、従ってこの国民に対する唯一の安全な道は

軍隊を維持して、ドイツ人を脅迫することであると確信されてるのであった。「ドイツが正義の問題として連合国の要求をまず認めることが必要条件である。」この言葉からも窺われるように、クレマンソーは軍事力によって命令する講和以外を信ぜず、また軍事力によって裏付けられた長期の経済的支配以外のなものをも信じなかった。ドイツの民主化も表面的なもので、プロシア軍国主義の実質をなんら変えてはいないと考えられた。「ドイツは政府を作るのに成功したが、国民議会で語られた最初の言葉は『すべてに冠たるドイツ』であった。次になされたことは、ウイヘルム二世の同類の手にすべての権力を移すことであつた。ウイヘルムの直参の一人、シャイデマンがドイツを統治することになつたというニュースを今朝(二月一二日)受け取つた。たとえ彼が国際連盟や普遍的兄弟愛に賛意を寄せたとしても、心の奥底を変えたと想像できようか。いな、私はここに出席している方々が騙されたまままでには思わない。……………戦争は人間の心、一九一四年の戦争を起したのと同じ心の中で継続している」と彼は述べている。⁽³⁵⁾ドイツの民主化による軍国主義の抑制ということに殆ど期待をかけぬこのようなクレマンソーの態度は、安全に関するフランスの全構想の基調をなしていた。政権にあつたドイツ社会民主党は全く不信の念をもって眺められていた。二月二五日のフランス政府覚書はこのことを次のように表明している。「所謂ドイツ民主主義があらゆる方向で道義心の全くの欠如を示し、また軍国主義および帝国主義の最も積極的な代理人達——エーベルト、シャイデマン、ダヴィット、エルツベルガーおよびブロックドルフ・ランツァウ、ヒンデンブルグは言うもがな——彼らを頭に戴いている時……………ドイツがそのなさねばならぬ〔武装解除の〕仕事を正直に果すと信じえようか。」⁽³⁶⁾不信と疑惑は武力を呼び、武力は彼らの現実の圧倒的優位において「全能の幻想」をいだかせた。戦争が戦争目的的政治を経過して初めて終結したことをフランスの政治家・軍人は忘却したのである。フォッシュは二月一八日付の覚書(ライン諸州の処理

に關する覚書)の中で述べている。「ドイツの国民が最も恐れていることは戰鬪の再開である。というのは今度は、ドイツが戦場となりまたその結果荒廢の舞台となるからである。このことは、もしもわれわれの側で要求を明確に表示するなら、なお不安定であるドイツ政府がいかなる要求を拒絶することも不可能ならしめる。協商国は、その現在の有利な軍事情勢の中で、協商国が主張するいかなる講和諸条件でも、それらがあまり遲滯することなく提出される限り、受け容れさせうるのである。われわれがなすべきことはただいかなる条件にするかを決定することである。」³⁷⁾ドイツを最も激しく恐怖したフランス代表達がパリに集まった列強の中では命令による講和を求める傾向が最も強く、またドイツに対し征服者の態度を示そうとしたのである。

フランスは戰略的観点からドイツを全面的に無力化しようとした。ドイツの民主化ではなくて、ドイツの弱体化がその第一の目標であつた。将来の独仏關係に「物凄い映像」を描き、協調關係をはくむ条件を無視したために、彼らの意圖とは逆に、彼らは「セキュリテ」を確實にするよりもむしろそれを脅かすところの復讐の兇暴な運動を發生させる諸条件を作り出そうとしていたのである。一九一九年秋、ケインズは書いた。「もしわれわれが意識的に中央ヨーロッパの貧困化をねらうならば、復讐が必ずやつて来るだろうと、私はあえて予言する。そうなつた場合、反動の諸勢力と革命の絶望的な激動との間の最後の市民戦争を非常に長く遅延させるものはない。この市民戦争以前に先のドイツ戦争の恐怖は消え失せるであらうし、またこの市民戦争は、その勝利者が誰であれ、われわれの世代の文明と進歩とを破壊するであらう」³⁸⁾と。

二 さて、三月下旬になると、賠償、ザール、およびラインの各問題をめぐる列強、主に英米仏三国の対立は重大な局面を迎えることとなつた。そして三国首脳は、ドイツの東部国境問題について十人會議で行なつたロイド・ジョ

ーシの発言の漏洩問題を契機として、三月二十五日から彼らにオルランドを加えた四巨頭と通訳官マンントゥ(Mantoux, R.)のみからなる「四人会議」で折衝することに決した。⁽³⁹⁾ 必要な時のみ各部門の専門家の出席を求める秘密会形式は四月上旬まで毎会さらにその後も屢々続けられ、殊に三月二十五日から四月八日ないし一〇日までの期間、折衝は殆ど四巨頭のみによって行なわれた。この期間をベイカーは「暗黒期」(dark period)と名付けている。もっぱら「セキュリテ」を求めるフランスの要求に端を発したこの戦いはまずウイルソンとクレマンソーとのそれから始まったのである。⁽⁴⁰⁾ アメリカ側は「セキュリテ」に対するフランスのあまりに激しい要求をみて、フランス人が「一種の心理的な飢餓状態」にあるとか「戦争性精神異常」(shell-shock)にかかっているとみている。イギリス側の態度はフランス側の精神状態についてアメリカ側と同様な観察をしながらも、反応の態度は必ずしも同一ではなかった。彼らはそれまで、大体においてフランス代表と手を結んで「戦後処理の原則」に固執するアメリカに対抗してきていたのであり、多くの場合フランスは獲物獲得戦における彼らの友であった。従って、フランス側に対する彼らの反応は、彼らがフランスの要求にイギリスの利益に矛盾する面を認めるようになった時に、初めて本當の姿を現わし始めたのである。

安全の問題が戦略的に構想されるとそこで安全に対する各国の戦略の違いが露呈されるようになるのであった。フランス政府の唱える「戦略的安全」がザールの併合とかラインランド独立国建設あるいはライン左岸地域の長期占領を目標とする限り、それは拡張政策の路線上にあるものであった。将来の危険に対する予防の観点からの論議は別として、ドイツが現実には敗北してその軍隊の保持を国内治安の維持に制限されようとしている時、フランスの拡大政策はヨーロッパにおける覇権確立への方向として受け取られるのであった。ラインランドや賠償の問題については次節

以下で論ずることとしてここでは主としてフランスの要求と関連した領土問題に対するロイド・ジョージの態度について考察してみることとする。

この領土問題でロイド・ジョージは大体一貫してドイツの領土を無暗に縮小することや「併合」には反対の態度をとった。フランスの要求したラインランド緩衝国の建設やザールの併合は明らかに民族自決主義の原則に違背するものであった。休戦の年の一月にラインランド独立国建設に関するフォッシュ構想を初めて示された際に、ロイド・ジョージはフォッシュの提案とウイルソンの一四カ条とをどのように調和させるか質したのであった。⁽⁴²⁾もとより彼の基本的態度は問題の解決がウイルソンの原則と調和しているか否かを主眼とするものでないことはいうまでもない。彼には彼独自の原則的な対応が見出されるのである。三月二八日の四人会議でザールに対するフランスの要求案が提出された。この日の会議でロイド・ジョージは次のように発言している。「休戦調印当時いたるところで爆発した熱狂を思い起してみよう。熱狂に続いて欲求が発生し増大したのをわれわれはみてきた。欲求が原則によってとって代わられるとか、またこのようなことが大国に対してと同じく小国にも適用されるとは思わない。休戦当時、われわれが調印した諸条項に対する抗議のさわめきは存しなかった。いたるところで私がみたのは大きな喜びのみであった。⁽⁴³⁾」このようにフランスによるザールの領有に原則的には反対したものの、フランスの案が出されるやまず発言してフランスの要求の一部を認めようとしたのはロイド・ジョージであった。イギリスのこの問題の専門家達が若干のアメリカ側専門家達と意見の一致をみた結論によると、「ザール盆地要求の歴史的根拠は疑問であり、フランスのこの要求に確実な根拠を与えるものは補償の原則である」と彼は述べ、これに続けて、専門家達から出された案としてザール盆地に完全な小自治国を建設し、ザールの全炭鉱をこの自治国の下に置き、炭鉱それ自体は賠償の名目でフランスの所

有に帰せしめるといふ妥協案を示唆したのであった。⁽⁴⁴⁾ 彼がフランスによるザール併合に反対の理由としてあげた点は、専門家達が反対であること、そしてイギリス国民は「ドイツがアルサス・ローレンの併合に際して犯した誤謬をドイツに向つて繰り返す」ような行為を恐れる精神状態にあるということであつた。⁽⁴⁵⁾ ここには「戦後処理の原則」からの反対が明確に現われてはいない。また、ザールの炭鉱の所有を「補償」の観点から認めようとしたことは、丁度この時期に三巨頭が賠償問題で深刻な対立をみせていて、彼がイギリスの要求を認めさせようと努力していたことと無関係ではなかつたであらう。

ロイド・ジョージのこのような態度は彼に次いで発言してフランスの要求を全面的に拒絶したウイルソンの態度と基本的に異なつていたのである。ウイルソンは一八一四年の国境の回復のみならず、炭鉱の所有も、ロイド・ジョージによつて示唆された自治体の創設も認めなかつた。連合国がドイツに約した戦後処理の原則に違背して、「併合」を認めることに彼は強く反対し、またフランス国民の知性の高さをたたえて、「私はフランス国民の精神がかくも高邁なものと考へているので、彼らが正義に基づきかつ平等に適用される原則を常に受け入れることを信じて疑わぬ」と述べた。⁽⁴⁶⁾ このような議論はクレマンソーを納得させるものではなかつた。彼はフランスが戦争で蒙つた惨禍の大きさを強調して、ウイルソンの説くところは人間性の本質を無視し、感情と記憶されたものを除外していると弁駁し、また「世界は純然たる原則によつて導かれてゐるのではない」と反論したのであつた。⁽⁴⁷⁾

以上の考察から、ザール問題の審議においてもロイド・ジョージは必ずしも休戦の基礎となつた「戦後処理の原則」に照らして決定作成しようとしなかつたことは明らかである。決定作成における格率はドイツ領土の処理において新しいアルサス・ローレンを作る過ちを犯してはならぬということであつた。新しいアルサス・ローレンを作る過ちを回

避するということは、一般化すれば、将来の紛争挑発を回避するということを意味していた。ドイツからの侵略に対する戦略的予防の見地からフランス代表の求めたのが安全の極大化であったのに対し、イギリス代表は将来の紛争挑発を回避し、安全を保障する種々の試みによって「恐怖」を和らげることが再建構想の基本目標としていたのである。

- (1) Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, p. 51; Baker, II, 3. クレマンソーの目的は、「あらゆる方法でドイツを弱体化させ破壊することであつた」とケインズは書き、また他の所では「できるだけ……、時計の針を逆戻りさせて、一八七〇年以来、ドイツが既になしとげたことを元通りにすることがフランスの政策であつた」とも書いてゐる。Keynes, *op. cit.*, pp. 138, 32. なお、ケインズに対する注目すべき批判の書として、E. Mantoux, *The Carthaginian Peace* (1952) をあげることができ。ケインズの観点に対する批判については第五章で考察されるであらう。
- (2) A. Wolfers, *Britain and France between Two Wars* (1940), p. 11.
- (3) Cf. G. B. Noble, *Policies and Opinions at Paris, 1919* (1935), p. 157.
- (4) *Ibid.*, p. 160.
- (5) 一九一九年四月一八日、フランス上院で次のような議論がかわされた。「われわれには一國民を永遠に憎む権利はない。われわれは彼ら〔ドイツ人〕が永久に変わることをがたいと考へる権利をもつていない。なぜなら、……個人がよい環境の下に置かれると善良になるように、今日のドイツ國民は進化するであらう」と、一議員が述べるや、多くの議席から抗議の声があがり、「科学は狼を小羊に変へはしないであらう」とか、「そして特に、ドイツ國民の進化を期待したもうな」といつた反論が出された。Zbor-
Le, *op. cit.*, p. 153. また、中間派と右翼の指導機関はドイツ國民とドイツ政府とを分けて考へるウイールソンの思考に反対し、ワイマール体制は「皇后なき帝国である」と唱へた。*Ibid.*, p. 154.
- (6) King, *Foch versus Clemenceau*, ch. I.
- (7) *HPCP*, VI, 441.
- (8) A. シーゲフリード『西歐の精神』(福永英二訳)八六頁。シーゲフリードはイギリス人の知性について、「彼らは非論理的である。……要するに彼らは、ある問題から、かつきり割切つた満足できる解決が得られるなどと、けつして考へていない」と述べ

て、フランス人の論理の上にたゞそれに対比させている。同書、八六頁。

- (9) Lloyd George, *War Memoirs*, V, 2683. ドイツからの侵略に対するフランスの「セキユリテ」の確保がフランス外交政策の中心目標であり、またクレマンソーがフランスに「唯一無比の価値」を見出していたにせよ、フランスの外交政策が国内諸勢力の一枚岩的に結集した支持に基づいていたわけではない。ベイカーは、フランスの外交には「二つのはつきりした傾向」が見出されたと述べている。一つはレオン・ブルジョアに代表されるところの、ある程度新外交への傾斜をみせた「最も進歩的なグループ」であり、他の一つはポアンカレー大統領やビションに代表されるところの、外交の権謀術数の古い伝統にこりかたまつた一派であった。クレマンソーは兩者の中間にあつて、必要に応じてこれら二つの外交政策を使いわけたのである。Baker, III, 11-3, キングの「フォッシヌ対クレマンソー」は、クレマンソーと後者を代表するフォッシヌとの争いを主としてラインランド政策について考察した。

- (10) Martin, *Statesmen of the War*, pp. 327-28.
- (11) Noble, op. cit., pp. 88-9.
- (12) G. Clemenceau, *Grandeur and Misery of Victory* (1930), p. 149.
- (13) Noble, op. cit., 88. ウイルソンの演説は第一章に引用した。本誌前号、七六頁。
- (14) Clemenceau, op. cit., p. 202.
- (15) Baker, II, 20.
- (16) ラインランド分離に関するフォッシヌ案(一九一八年一月二六日)に基づくフランス下院外交委員会の覺書(一九一八年一月二日)° King, op. cit., p. 202.
- (17) Burnett, *Document* 59.
- (18) Baker, II, 293.
- (19) Tardieu, *The Truth about the Treaty*, pp. 251-262. ザール盆地は、ルイ一四世以来フランスの領地であり、一八一四年に列強はザールルイもザールブリュッケンもフランスの領有するところであることを認めた。ところが翌年ウィーン会議でその権利はプロシアに奪われたのである。
- (20) 「もし連合国がラインを逃がせば、手にしている切札を失うのみならず、それを敵に使わせることになろう」というのが、フォッシヌの基本的考えであり、これは強く大統領ポアンカレーの支持をえていたのである。

- (1) Lloyd George, I, 133-36.
- (2) 「ノットシユ覺書」。この覺書においてまず獨佛の人口の差が指摘される。そして強大なドイツに対し「西歐民主主義諸國」を防御するために「戦路據点としてのライブランドの確保が必要であると主張される。その確保は、(一)ドイツの物質的および精神的状態、(二)西歐民主主義諸國よりもドイツが多く、面での優位にあることから、近い将来において「平和」として絶対不可欠の保障」である。ライブランドの分離は、併合ではなくて、軍事的環境の確保であり、他方ラインはフランスのみならず西歐諸國にとつても、ドイツの侵略を阻止するのに必要な「共通の」障壁、「防禦組織」なのである。フオツシユは覺書の中で、ライブランド確保の具体案として、(一)ライン左岸地域へのドイツ軍の接近と政治宣伝の禁止、(二)連合國軍によるライン左岸領土軍事占領の確保、(三)共通の関税機構によつて西側諸國に結びつけて、経済活動に必要なけ口を当該地域に保障することの三項目を提案した。
- Baker, III, Document 25.
- (3) Tardieu, op. cit., pp. 147-67.
- (4) FR, Paris 1919, III, 903-4.
- (5) House and Seymour, What Really Happened at Paris, p. 70.
- (6) FR, Paris 1919, VI, 142.
- (7) Baker, II, 10.
- (8) 「一九一九年一月三四日最高戦争會議の合会で任命された委員会報告書。」FR, Paris 1919, III, 910-24.
- (9) FR, Paris 1919, III, 901.
- (10) Ibid., 973.
- (11) Ibid., 974.
- (12) Ibid., 903, 906, 977.
- (13) タレマンソーはタルデューの本の序文に書いている。「この「平和」条約は、他の条約同様、完全な履行まで戦闘行動の延長でありかきそちぶしかありえなく」と。Tardieu, op. cit., introduction.
- (14) FR, Paris 1919, III, 906.
- (15) Ibid., 975.
- (16) Tardieu, op. cit., p. 156.

- (37) Lloyd George, I, 393. 一九一九年二月一八日のフォッシェとハンキーとの会見でフォッシェは同様の発言をしている。Burrnet, Document 124.
- (38) Keynes, *op. cit.*, 251.
- (39) 「四人会議」の成立事情については第五章、第三節でより詳細に考察する。ウイルソン將軍の三月二八日の日記は当時の雰囲気をよく伝えている。「政治家連は頭にきてしまったようだ。彼らは終日席について話し合っている。だが一人の書記も出席しないので、全然記録がとられてないし、ハンキーは狂ったようになっている。」Callwell, *Sir Henry Wilson*, Vol. II, p. 177. ハンキーは平和会議の書記官長として会議の記録をとった。この記録がアメリカ國務省の「外交関係・一九一九年パリ平和会議」の元となっている。しかし、「暗黒期」の記録はとられていないので、「外交関係」にも四人会議の秘密会の部分のそれは含まれていない。この部分は当時の通訳官マントウによつて今次大戦後に公刊された。秘密会の審議内容に関する限り、今後とも、われわれはマントウの本に頼るしかないであろう。
- (40) Baker, II, part V.
- (41) *Ibid.*, II, 32, 35.
- (42) Lloyd George, I, 134.
- (43) P. Mantoux, *Les Délibérations du Conseil des Quatre* (24 mars-28 juin 1919) (1955), I, p. 73.
- (44) *Ibid.*, p. 67.
- (45) *Ibid.*, p. 67.
- (46) *Ibid.*, p. 63-69.
- (47) *Ibid.*, p. 69-70.
- (48) *Ibid.*, p. 70.

第二節 保障条約

フランスの「セキュリテ」構想をめぐって惹起された三巨頭間の対立は、四月上旬、平和会議をその分裂一步手前まで追い込むことになるのであった。そこでは当然譲歩と妥協が要請された。しかしこの折衝において要請されていたのは譲歩や妥協のみではなかった。フランスを納得させるだけの、新機軸を含んだ提案こそがそれにもまして要請されていたのである。フランスの提示した戦後構想のうち、ロイド・ジョージは彼らの求める「特殊保障」に着目した。フランス外交はセキュリテを求めることに急でそれ自体の弱点をさらけ出していたからである。彼らはセキュリテのためにイギリスの援助を求め、自らの弱い立場を明らかにしていた。そこで、イギリスは彼らが侵略された場合の援助を約することによって、彼らの求める物理的保障にライランド占領への要求を放棄させようと努めることができた。同盟という非実体的保障をもって実体的な「物理的保障」として代えること、これがこの節で考察する保障条約あるいは保障協約(Guarantee Treaty or Guarantee Pact)の争点であった。

前節で指摘したように、英仏の対立の根底にはドイツに対する不安感の度合いの違いが横たわっていた。平和会議でイギリス代表達がフランスの求めた「特殊保障」の必要性を本当に理解しようとしていたかは疑問の残るところである。ヨーロッパ国家体系の中で、イギリスは地理的にはヨーロッパの中にありながらなおヨーロッパからの距離を保とうとしていた。大戦前に既にその「光榮ある孤立」を現実に放棄せざるをえなくなっていたが、イギリス国民はなお心理的にヨーロッパと一体化することはなかった。イギリスはヨーロッパの外にあり、戦争でいためつけられた「ヨーロッパの声なき身震いはイギリスに達しない」のであった。¹⁾このような心理的な距離がドイツに対するフラ

ンスの恐怖を現実味のないものと感じさせるのであった。

英仏の対立が既に顕著になりだしていた三月一八日、イギリス外相バルフォアはある書面の中でフランスの対独恐怖心の激しさとフランスの政策について以下のごとく考察している。「フランスがライン左岸に關してわれわれに提示していることは、きわめて説得力はあるがきわめて一面的である。彼らは将来の仏独關係について物凄い映像を描いている。」仏独關係について、フランスは仏独人口の差の増大、敗北の衝撃の過ぎ去った後にすぐ始まるであろう復讐の組織化、軍縮の試みの不成功、設立される國際連盟の無力なこと、その結果としてのフランスへの侵略の試みの再開、といったことを仮定している。フランス側から語られるこれらの予言の重要性をバルフォアは否定しようとはしない。しかし、彼は次の二点から将来の仏独關係には従来のそれとは異なつた方向の存することを指摘するのである。第一点は、ドイツの世界政策の更新があつたとしても、その野心が向けられるのは西方よりも東方に対してであるということ。大戦でドイツが大勝利を博したのは東部においてであり、また西部においては、将来に有効な防衛力が一九一四年以上に強化されているであらう。第二点は、ロシアの崩壊とそれに代わる東方の小同盟国群は、ドイツの外交的策略の機会を増大させ、東部における反ドイツ勢力の抵抗力を減少させるであらうということ。かかる見通しから、彼は次のように結論する。フランスが仮定するように國際關係および國際方式が将来においても過去におけると同様な状態であり、かつ文明への脅威が、本質的な変化をみることのなかつたドイツの野心の再生にあるのであれば、嵐がまず吹き出すのは西よりも東においてである。もしドイツが強大な軍隊を備え、世界支配政策を再度押し進める場合、戦争の惨禍の繰り返えされるのを妨げるには、疑いもなく世界中の国のステーツマンシップを要求する。「しかしこれに処する唯一の根本的な治療は世界の國際體制における変化——フランスの政治家がなら進め

ようとしていない変化、および彼らの多くが殆ど嘲笑を隠さずに眺めている可能性である。彼らは正しいかもしれない、だがそうであるとしても、ライン国境の操作はフランスをして、東におけるその大隣国のうなずきに震え、また変転する外交と不確実な同盟の変化と機会に日々依存している二等国たらしめる以外のなものでもない。」将来の動向に関する限り、バルフォアの判断は間違っていないが、東における策略は大陸における勢力配置全体の変化を必然的に要請することを意識的にか落している。彼を含めて、イギリス代表達はフランスの出した諸要求を法外なものと考え、意図における貪慾さをむしろ感ずるようになった。

さて、イギリス代表達は一般にセキュリテに対するフランス代表の要求を過度の恐怖感によるものと把握したのであるから、彼らはフランスの対独抑圧政策を緩和させるため様々の説得を試みねばならなかった。このような説得のうちロイド・ジョージが屢々持ち出した議論は、連合国の硬化した抑圧政策は悪化しているドイツの社会情勢をますます悪くさせ、ドイツをボルシェヴィズム化させる危険があるということであった。一九一九年三月八日、ロイド・ジョージはドイツに駐留していたイギリス士官からの情報を伝えて次のように述べた。「ボルシェヴィズムは形成されつつあるし、またその決定的要因は食糧にあるようだ。……ロシアの状態はよく知られているところだし、またそこで形成されてしまったごった返しを傍観することは可能であるかもしれない。しかし今、ドイツがそうなり、またスペインがそうになったら、安全を感ずるものがいようか。ドイツに秩序が維持されている限り、波よけが連合諸国とその向うの革命の波との間に存在しているでしょう。しかし一度その波よけが一掃されることは、フランスに關して語ることはできないが、わが国を揺るがすものです。……連合国によって強制された窮乏過程の結果として、ドイツの民衆が暴動に走るにまかせるなら、すべての国の労働者階級の間に対処することをえない革命状態が発生す

るでしよう。」彼のこの雄弁に対してクレマンソーは、「私の得ている情報は、ドイツが連合国を脅かす妖怪としてボルシェヴィズムを利用していることを示しているようである」と返答したにすぎなかつた。⁽³⁾クレマンソーのこのそつけない返答はドイツ国民の本質を侵略主義的性向に求める彼の考えから発せられる当然のものであつた。ボルシェヴィズムの脅威に対処する防波堤としてドイツをあまり弱体化させるべきではないといふのであれば、その防波堤はドイツではなくポーランドに築かるべきであると考えられた。力の信奉者は力でドイツを押えまた力でボルシェヴィズムを撃滅することを求めた。このようにクレマンソーが敗戦国に徹底的な不信と不安を抱き、国際連盟はもとよりのことドイツの徹底的な軍縮にすら保障の意義を認めず、しかもラインランドに対する支配の強化を求めたのであるから、「新しいアルサス・ローレン」の作成阻止のためにはフランス代表の求める古い体制の方式でセキユリテへの彼らの熱烈な欲求を満足させるなにかが提案されねばならなかつた。フランスが自己の安全のために他の強大国の援助を求める安全の「消費者」^{セキユリアイ}として現われた以上、英米は安全の「生産者」としてその需要に應ぜねばならなかつた。

フランスの欲求に最も敏感な対応を示したのは、いうまでもなく、ヨーロッパ大陸における諸勢力の均衡をその伝統的な外交政策としてきた国の首相であつた。クレマンソーは「保障条約」がロイド・ジョージの発案になることを強調して、「原案を作り、それに対するアメリカ大統領の同意をうるためになしうるあらゆることを行なうと申し出たのがロイド・ジョージ氏であつたことを忘れ給うな。ウイルソン氏は単にわれわれに直接には関係の少ない利益の擁護者として次の列に加つたにすぎない」と書いてある。⁽⁴⁾一九一九年三月一四日、ロイド・ジョージとウイルソンとはドイツの負債支払執行のための暫定的保障としての短期占領を除きライン左岸のいかなる占領にも彼らは同意できな

いことを伝え、他方その代わりにドイツからの侵略のあった場合における英米共同による即時の軍事保障を正式に提案した。⁽⁵⁾これは帰米していたウイルソンがパリに戻った二日後のことであり、また十人会議が条約の軍事条項の決定作成を終えようとしている時のことであった。フランス政府は右の提案を検討した結果、この提案を見過すようなことは犯罪に値するが、またこれにのみ満足して他ににも求めないことも同様に犯罪に値するという矛盾した結論に達した。⁽⁶⁾そして一七日クレマンソーはあくまで従来の方策を押し進めることに決したのである。フランス政府は英米首長に通牒を送り、彼らの提案はフランスが必要としている特殊保障の承認ではあるが、「フランスによって要求されている物理的保障に代うるに、それは戦争の脅威と連合軍の統一行動までの間に経過する時間を明確な約束で短縮するよう図られた政治的保障を以てしている」ものであり、空間的保障の確実さに代わりうるものではないとして、再度ラインに対する従来の要求を繰り返したのである。⁽⁷⁾

一方、ロイド・ジョージの方もフランスの要求するラインランド駐留に同意することを頑強に拒んだ。⁽⁸⁾フィリップ・カーがタルデューに語ったイギリス側の反対理由は次の諸点である。イギリスはフランスの目的とするところにおいて、使用される方法についてはフランスに同意しえない。軍事占領や常駐軍やイギリス国外でのイギリス軍の使用にイギリスは同意しえない。占領の継続はライン左岸地域のみならず全ドイツに国民的な怒りを発生させるであろう。またライン左岸に独立国を建設する場合には、この国がドイツとの結合を主張し、あるいはその領土内で紛争の生じた時、連合国はこのような困難な問題への対処に苦しまねばならない。⁽⁹⁾以上の理由のほか、三月一七日のフランス政府通牒から察するに、イギリス代表は国内世論に与えるであろう悪い効果や占領継続の不確定性についても指摘したようである。ウイルソンもイギリスの態度を強く支持してライン問題をめぐる英米とフランスの対立は膠着

状態に落ち入った。そして賠償やザールの問題をめぐるこれら三国の対立の尖鋭化から平和会議は「暗黒期」を迎えたのである。この時点で、三月二五日にロイド・ジョージはドイツに対する寛大な気持ちにひたりながら「最終的条件の起草を前にしての平和会議に関する若干の考察」を書いてイギリス政府の見解を明らかにしたのであった。⁽¹⁰⁾

この「フオンテンブロー覚書」の中で彼はまず当時の雰囲気の一つの面を描き出して戦後処理に内在する困難を指摘する。すなわち、戦争の惨禍の大きさからいって、戦争の恐怖を経験した世代が消え去るまで継続するような——三十年間の——講和をつぎ当て作りすることは困難ではない。困難なのは、戦争が何を意味するかということを実際に経験したひとびとが消え去っても、「新しい戦闘を挑発することのない講和」を結ぶことである。「外交の巧妙さとステーツマンシップ、つまるところ中庸の勝利と戦勝国によって呼ばれた一つの講和が、近視眼的でありかつ勝者への危険を孕んでいたことが明らかとなったことを歴史は証明してしまった。⁽¹¹⁾」一八七一年の講和でドイツはその安全のみならず、その永久的な優位を確保したと信じたが、事實は丁度その逆であった。戦いに敗れたフランスは、ヨーロッパの動きに注意を怠らず、同盟を作り、結局その強敵国を打倒した。彼は一八七一年の講和について右のように述べた後、クレマンソーにフランスの求める講和のもたらすであろう危険を次のように説くのであった。「あなたはドイツからその植民地を奪い、その軍備を単なる警察力にまで縮小し、その海軍を五等国なみにまで縮小しうるかもしれない。それでもやはりもしドイツが一九一九年の講和で不正に扱われたと感ずるなら、ドイツは征服者達に報復する手段を見出すであろう。」⁽¹²⁾従って、講和の条件は敗戦国を納得させうるものでなければならぬし、不正の印象を敗戦国民に与えるものであってはならない。「平和の維持は、愛国心、正義あるいはフェア・プレーの精神を休みなくかきたてさせる忿怒の原因となるものが存しないことに依拠してゐるのである。」⁽¹³⁾講和条約の賠償条項がいかに厳しいも

のとなろうと、それを課せられた国民がそれを公正と感ずる限り、不平のささやきは口から出ないであろう。しかし、勝利の時に敗戦国民に示された不正や傲慢は決して忘却されないのである。以上のように説いて、戦後処理がドイツ国民によってどう受けとられるかという点の重要性をロイド・ジョージは指摘したのであった。そして彼は、ドイツ人をドイツの統治下から他民族の支配下へ必要以上に移すことに断固反対した。「以前には安定した政府を独力で作ることが決してなく、しかも故国との再統合を要求する多数のドイツ人を含んで構成されているところの多数の小国によってドイツが囲まれるということにでもなれば、……ドイツ国民以上に将来の戦争の大なる原因となるものを私は決して考えることができない。」この言葉の示唆するところはきわめて重大であった。東欧における弱小民族の独立は、民族自決主義とドイツ領土縮小に対する権力政策上の要求をともに満足させるものではあったが、そのことにロイド・ジョージは将来の国際関係を緊張させる重大な原因の潜んでいることを認めたのである。かくて、ドイツを恒久的に支配しようとすることは必ずしも恒久平和を保障するものではないということが強調されることになる。あまりに長期にわたりドイツを支配しようとすることに反対して、「賠償支払の期間はできるだけ戦争を勃発させた世代とともに消滅せぬばならぬ」と彼は主張するのであった。

フォンテンブロー覚書は、文字の背後に隠されている真の意図はともかくとして、将来の国際政治安定の条件の一つが、不正な条約を与えられたと感ずれば勝利者への報復を試みる危険の多分にある、「世界で最も精神的で強力な民族の一つ」に自足的な生活を保障することにあると説いたのであった。クーボン選挙における公約や平和会議でそれまで採ってきた政策に対比すれば、論調は明らかに変化している。ロイド・ジョージは覚書の中でも連合国指導者が直面しつつあった革命の波の中欧への浸透について注意を喚起する。「もしわれわれが賢明たらんとせば、われわ

れは公正である一方、すべての良識あるひとびとにとって、ボルシェヴィズムへの道よりも好ましいと思われる講和をドイツに与えるべきでありましょう。」かくて彼はドイツに対するイギリスの理解ある態度を示そうとする。すなわち、一度ドイツが連合国の講和条項、殊にその賠償条項を受け容れたら、イギリスと平等な条件で原料および世界市場の開放を講和の冒頭にかかげドイツが自立できるようにするのであらうと彼は書いた。彼の述べたことはフランスの対独抑圧政策への批判であり、また、實際的の方策を採るべきことの説得であつた。だが、柔らげられた論調は金の卵を生む鷲鳥を殺してしまふようなやり方をイギリスは採りえないという政策と背中合わせになつてゐる。「われわれはドイツを敵にすると同時に、ドイツから〔賠償の〕支払を期待することはできない。……われわれはドイツの責任ある政府による履行を期待しうる条約を与えねばならない」と彼は書いてゐる。要約して、彼が取り決めの目標としてあげたことは、第一に戦後処理はドイツの戦争責任を明らかにすることによつて連合国の行為を公正に評価するものであらねばならぬこと、第二に責任あるドイツ政府がその負わされる義務を履行しうると信じて調印しうるものであること、そして第三に将来の戦争を挑発するものではなくまたボルシェヴィズムへの道に代わるものであることの三点であつた。⁽¹⁸⁾

ドイツの戦争責任と連合国の正義を明らかにすることは、この場合、連合国の賠償要求を正当化することであつた。またドイツが調印するか否かを取り決めの一つの目安とする態度は、力づくで義務を履行させることを考える前に、課すべき条件の實際的妥当性を重視し、取り決めの履行の保証を債務者の道徳的義務に求めるやり方から出ていたといえよう。フランス側からみれば、「宥和的な」この態度も実はヨーロッパの平和化こそがイギリスの経済的回復への道であるという考えによつて裏打ちされていた。ドイツの植民地を奪ひ、その商船隊を破壊したことによつて、イ

ギリスはその安全を確保していたのであるから、商業国イギリスの目標は当然貿易の拡大をもたらすような「平和化」の推進に置かれていたのである。⁽¹⁹⁾

覚書において、ロイド・ジョージは平和のための諸方策を総括して論じている。まず、国際正義と国際自由のための有効な保障を与えるものとして国際連盟が型通り提唱される。次に彼は連盟創設の際に第一になさるべきこととして一般的軍縮についての協定をあげる。「われわれが自国に対し制限を課するのでなければドイツに恒久的な軍備制限を課そうとすることは愚かなことである。」⁽²⁰⁾また国際連盟が紛争処理機関として機能しうるのは加盟国相互の信頼と軍備をめぐる競争や嫉みがなくなることである。ロイド・ジョージは、ドイツが公正な講和条件を受け容れ、また「安定かつ民主的な政府」を樹立するということを条件にドイツを国際連盟に加えることの方が、連盟体制の外に置くより安全だという考えを示唆し、⁽²¹⁾最後に以上の平和諸提案に英米共同によるフランスの安全保障案を加えたのである。「ドイツがフランスを再度脅かした場合あるいは国際連盟が世界の平和と自由とを維持する能力を証明するまで、侵略に対してフランスを守るの間に合うように他の西欧二大民主主義国がフランスの側に立つことを保証する企てに二大国が加わることは正当である」と彼は書いた。⁽²²⁾安全保障の三つの柱がここに提示された訳であるが、安全保障についての彼のもともと持っていた考えが表面に現われ出てきたことをわれわれは知ることができる。確かに国際連盟を前面に出して論じているとはいえず、保障の実際は明白に他のところ求められている。そして旧外交ととも否定されていた同盟の方式は、決定作成が完全な秘密会へ移行するにつれ「正当な」ものとして出されてきたのである。

「フォンテンブロー覚書」はウイルソンによって賛意をもって迎えられたのに対し、⁽²³⁾フランス代表達を激怒させた。

三月二七日、四人会議でクレマンソーは直ちにロイド・ジョージに反論した。前者の強調したことは、後者が条約調印の拒否というドイツの抵抗をあまりに恐れているということであった。連合国はこの危険の可能性を計算にいれておく必要があるにしても、多大の犠牲を払って勝利を得たからには、勝利の「果実」をあやふやなものにしてはならない。「ドイツ人は持論を主張するために武力を必要とする卑劣な国民」なのであり、また連合国の社会主義者と兄弟であるなどと話しているドイツの社会民主主義者もその精神においてドイツの本質を変えてはいない、とクレマンソーは主張する。⁽²¹⁾従って、連合国が正義の原則を満足させても、それはドイツを満足させることにはならない。正義についてのドイツ人の観念は連合国のそれではないからである。⁽²²⁾このようなドイツ人を隣国人にもっているフランスがいかにその安全の保障を欠いているかを彼は叫ぶ。ウイルソンの国際連盟案をフランスは受け容れたが、国際連盟がその裁定に軍事的制裁力を持たせることができないとしたら、なんらか他の制裁力が発見されねばならない。ドイツがその艦隊を有していないことから、制裁力は海洋では既に備えられている。「アメリカは大西洋によって守られて遠くにある。イギリスはナポレオンすら襲撃しえなかつた。あなた方はともに保護されているがわれわれは保護されていない。」⁽²⁶⁾提案された英米の軍事的保障は彼を満足させるものではあるが、受け容れたいのはそれが「一時的保障」⁽²⁶⁾ (une garantie temporaire) であることである。⁽²⁷⁾以上の反論は、三月三十一日、さらにロイド・ジョージ宛の書簡でも繰り返えされた。この書簡でクレマンソーはロイド・ジョージのいう公正な講和がフランスの安全を保障するものではなく、また彼の立論の根拠は薄弱であると批判した。ロイド・ジョージはドイツに対する領土要求の寛大なるべきことを提案しているが、ドイツ海軍、植民地等に関連する譲歩について触れていないことをそれは指摘して、「もしドイツへの宥和が必要なら、植民地の償還、海軍の償還あるいは商業的拡大に関連した償還が提議されるべきだ」と主張

した。⁽²⁸⁾ また苛酷な領土取り決めはドイツにおけるボルシェヴィズムの跳梁を招くというロイド・ジョージの危惧に対しては、ドイツ領土を与えることによって建設されたポーランドとチェコスロヴァキアがロシア・ボルシェヴィズムとドイツ・ボルシェヴィズムの間を遮断する防壁として機能しうることを示唆し、またこれらの領土分割について、ドイツ植民地を獲得した国が口をはさむ権利があるかと問うた。⁽²⁹⁾ さらによりあからさまに獲物の獲得における不平等を指摘した。ロイド・ジョージの求めた「正義の講和」にのっとり講和を結べば、「一定の全面的で確定的保障が侵略を経験しなかった海洋諸国によって獲得されるであろう。」ドイツ植民地、海軍、商船隊の大部分の引渡しは全面的で確定的であるようだ。「他方、大陸諸国についての解決は部分的で一時的なものに留まっているようである。……フランスの領土保全のためフランスに提案された防衛協定は一時的な解決ではないといえよう。」⁽³⁰⁾

このようにして、フォンテンブロー覚書はフランスがいかに自己の安全に不満を抱いているかを明らかにしただけであった。対立はいよいよ赤裸々なものとなった。ロイド・ジョージは右のフランス政府の書簡に対する返書の中で、クレマンソーの覚書（『右の書簡』）から判断するに、フランスはその占有するドイツ植民地にも、シリアにも、補償に關し優先権を提議されている償金と補償にもならぬの価値を認めていないと述べ、彼がフランスの構想により強く反対する立場をとることを明らかにしたのであった。彼は次のように書いた。クレマンソーの回答を読むまで、「フランスが植民地、船舶、補償、軍備縮小、シリア、およびフランスが攻撃された場合に全力を挙げてこれを援助せんとするイギリスの保障に価値を認めているのだと錯覚していた。私は自分の錯誤を遺憾に思うし、またそれを繰り返さぬよう注意するであろう」と。⁽³¹⁾ そして最後に、彼はフランスにザール炭鉱を与えるとした先の提案を撤回する旨伝えたのである。⁽³²⁾ フランスの安全の問題は、今や、フランスの貪欲な要求から発した問題として論ぜられようとした。ウ

イルソンはロイド・ジョージを支持して、ライン地帯の分離やフランスによる同地域の長期占領に強く反対した。このような反対にあって、フランス政府は英米による保障案を受け容れ、他方ラインランド分離案を放棄せざるをえなかった。だがクレマンソーは保障案のみに満足して他になにも求めないことは犯罪に値するという考えを堅持していた。彼は保障案から最大の効果をひき出そうとしたと同時に、保障案にとって代われようとしているラインランドの長期占領をも獲得しようとした。⁽³⁵⁾賠償支払完了までと期限をつけたりしてラインランド占領に関しフランスは徐々に譲歩した。しかしロイド・ジョージとウイルソンの長期占領反対の態度は変わらなかった。かくてラインランド占領についての「他の問題より長くかつより困難な」討議が四月二二日まで続いたのである。この間、平和会議は四月の第一週目に破裂の危機に直面していた。三月三十一日、「雰囲気は著しく緊張し切迫したものとなっている」とハロルド・ニコルスは彼の日記に書いた。⁽³⁶⁾四月二日、フォッシュは「今から一週間以内に平和会議は潰れると予言した」とウイルソン將軍は日記に書いた。⁽³⁷⁾四月七日、ウイルソン大統領は乗船ジョージ・ワシントン号の回航を命じた。英仏の新聞による批判は沸騰していた。そして会議はここに「妥協期」を迎えることとなったのである。

ロイド・ジョージは回顧録の中で右のライン問題が解決された時の模様について次のように記している。四月中旬(一五〜一七日)、彼は議会取捨のため帰英したのであるが、この間にクレマンソーはハウス大佐と数度の会合をもち、後者のもつウイルソンに対する影響力を利用して、ウイルソンの反対を引っこめさせるよう説得し、フランス、イギリスおよびベルギー軍による五年ないし一五年にわたる期間のライン右岸の占領と連合国軍によるザールの一五年間占領を同意させるよう働きかけた。ロイド・ジョージがパリへ戻った時、情勢は急転していた。彼は占領が禍をもたらす可能性のあることをウイルソンに説得するのに最善を尽したが無駄であった。⁽³⁸⁾かくして、右のフランス譲歩案にイ

ギリスも同意し、四月二二日それは成立したのであった。⁽³⁷⁾

ライン左岸地域についての五年ないし一五年の占領についての同意に達して初めて、米仏間（四月二〇日）および英仏間（五月六日）に保障に関する協約が取り交わされた。⁽³⁸⁾ 英仏間の協約は次のように定めている。「条約で規定されるライン左岸に関する諸条件は最初は適切な安全と防衛を貴国に与えぬおそれもあるので、英国政府は、いかなる挑発にも基づかない、ドイツの対仏侵略行動のあった場合、イギリスがフランスに直ちに援助を開始することを義務づけた条約の承認を議会に求めることに同意する。この条約は合衆国との間に結ばれた条項と同一のものとなし、後者が批准された時効力を発するものとする。」⁽³⁹⁾ この規定こそ後に条約不成立の基礎となったものである。以下、この不成立に終った保障条約の問題点について二・三考察して、保障条約提案そのものの意義について検討してみよう。

歴史上、英米がフランスの安全を保障するなどということは先例のない事柄であった。⁽⁴⁰⁾ この保障は二重の意味で国際関係の変動を印象づけるものであった。第一に、フランスがその安全を他の国の援助によって保障されるということは、自ら自己の威信の低下を認めることであった。次に、イギリスがこのような保障条約に加わることは勢力均衡政策におけるフリー・ハンドの放棄を意味する。イギリスにとって、勢力均衡の政策は、伝統的に、行動の自由を確保する政策を意味した。この行動の自由の放棄は、勢力均衡の本質と考えられてきたところの、イギリスの態度にかわりのない大陸における競合集団間の均衡という配置関係の消失を認識して初めて採られる決定であろう。歴史的には、「光榮ある孤立」の放棄が戦後の国際関係においても確認されたことを意味する。それでは、フランスに対する保障は大陸における均衡のために一方の側にコミットせざるをえないという状況認識に基づいて提案されたのであるか。E・H・カーは、「一九一九年の政策はドイツの力がフランスを盟主とする弱小国集団の結集力によって均衡を

保たれるという根本的な仮定に基づいていた」と指摘し、また彼は一九世紀の勢力均衡を回復させる可能性が一九一九年以後存しなかったという認識に立って、右の仮定は誤りであったと述べている。⁽⁴¹⁾ 保障条約の提案は、一見、右の仮定を捨てたかのような色合いをイギリス外交政策にそえる。だが、保障条約はもともとフランス人がドイツに対して抱いていた「物凄いい映像」を緩和するために提案されたのであった。保障条約は、イギリスが再び「一九世紀の光榮あるそして安楽な孤立」へ戻るとい希望をイギリス人に捨てさせる取り決めではあったが、保障する当の島人の側にヨーロッパへの積極的介入の意思の存在を保証するものでなかった。平和会議における折衝の上ではフランスの要求を緩和させるために、また政策の上ではフランス牽制のために提案されたといえる。保障案を容れてフランス政府がラインランド分離案を放棄したことはこの提案にこめられたロイド・ジョージの意図がある程度満足させるものであった。しかし、フランス政府が右のような譲歩をしながらも五年ないし一五年にわたるラインランド占領に固執したため、英米政府はこれに譲歩し、さらに会議のその後の審議の過程で、一五年経た後に保障が充分でないと認める時には必要な期間占領軍の撤退を延期するという条文(第四二九条)を平和条約の中に加えることでもフランスに同意した。これらのことはロイド・ジョージの本来の政策からはずれた取り決めであったのである。後年、ロイド・ジョージは右のような占領の承認に妥協したことは平和条約の誤りの一つであったと書いている。⁽⁴²⁾ 次に、保障条約の提案はイギリスの防衛線の境界をライン川あるいはフランス国境まで延長することを認めて出されていたかという問題を考えるに、勢力均衡のための介入についてのその消極的な姿勢はより明確なものとなるのである。イギリスは「恒常的介入」を嫌忌したし、フランスの求めた「時宜を得た介入」を非常に制約した形でしか認めようとはしなかったのである。

さて、保障条約は議会による承認を成立の要件としていたのであった。このこと自体は「人民外交」推進の当然の帰結であったといえる。ロイド・ジョージがフランスのライオンランド政策への反対理由にあげた点は第一にアルサス・ローレンの過ちを繰り返してはならぬということであった。また他方長期占領と英軍の駐留は彼の採っていた早期動員解除計画に矛盾することや、既に述べたように長期占領が紛争を誘発こそすれ、国際政治の安定に寄与するところ少ないということであった。平和条約草案に対するドイツの反対提案受領の報に接した四人会議の席上（五月二九日）、彼はライン地域占領継続の全問題の再考を求め、その理由として、占領地域で軍隊が自国におる場合ほど責任ある行動をとらぬこと、被占領地民の敵意が刺激されること、軍隊維持の費用が本国にいる場合より三倍にもかさむことをあげ、ドイツ領土の長期占領にあまりに容易に同意しすぎたという意見を表明した。またこれに続けて、ドイツの消耗から来たるべき一五年間はドイツからの危険はないであろうが、危険がまた始まるのはむしろその後においてであろうと指摘し、そして「平和条約はドイツが強くなればなるほど、ドイツ占領軍がますます少なくなることを規定している」と述べたのであった。⁽⁴⁸⁾ 前章で明らかにしたように、彼はイギリス参謀総長が大いに不満とすることを動員解除を急がせたのであった。早期動員解除は国内政策と深く関連し、この関連性がまた外交政策の決定作成を制約していたことが窺われる。保障の実質的意義が軍事力の行使にある以上、軍事力の行使が世論の支持に依拠するところ大となったことにより、政府間の協定でしかない保障は保障国の世論による実力行使の恒常的な保証を確実なものとしておかねばあまり意味のないものとなっていたのである。イギリスの指導者達が米仏間の保障協定に対する米國上院の批准拒否についてなんらかの予測をたてていたかどうかは明らかにしえないが、保障要請の事態を本当に真剣に考えてみたかどうかはなお疑問の残るところである。平和条約締結後、クレマンソーはライオンランド政策での彼の妥

協を攻撃した者達に議会で弁駁して、「われわれはわれわれを支配しかつわれわれを新しい努力へと向わせる過去によって囲まれている。外国と一時的な同盟を結んだからといって、イギリス人も、私も、いかなる人といえども、従来からの物の見方や考え方を捨てはしないであろう」と述べた。⁽⁴⁴⁾ロイド・ジョージの保障条約は、ヨーロッパの国際関係における変化にイギリスを適応させるための「驚くべき新機軸」を内包しつつも、やはり伝統的なイギリスの外交政策からあまりはずれるものではなかったといえよう。

第二次世界戦争の終結を目の前にして、E・H・カーは、ヨーロッパ問題でイギリスの積極的かつ恒常的な介入を必要としない、大陸におけるドイツの力の脅威に対する「恰好な対抗勢力」の創出という考えに検討を加えて、この考えが次の三つの仮説の一つあるいはそれ以上を実現することにかかっていると書いた。(a)フランスが大陸軍国の地位を回復しうること、(b)多数の小国が、国際連盟あるいは一連の同盟機構等によって集団化されて、均衡を維持しあるいは補強するに充分なだけ堅固で強力な結合体を形成しうること。(c)ヨーロッパ諸国民の共同体⁽⁴⁵⁾へソヴェト・ロシアが完全に復帰し、一九一四年以前にはおなじみのものであった形で均衡が再建されること。右の仮説に照らして、一九一九年の均衡案を考えてみると、イギリスの指導者達は大陸軍国フランスが現実に「安全の消費者」として現われてきておることを認めながら、彼らは独仏の均衡においてフランスの側に高い安全係数をみこむことを非常に警戒していた。このような政策は、一九一九年の「現状」が当分維持されて、近い将来においてドイツが現状維持国に反逆できるほどの力を回復しえないという仮定か、あるいは弱小国の同盟が独仏の均衡形成においてフランスの側に作用するか、さらにはロシアが「ヨーロッパ協調」の一員として復帰するという仮定にたっていたとみることができ。そして、将来ドイツの力がフランスに対して優位に立つと予想すれば、ドイツへの「対抗勢力」が均衡形成の要因と

してますます重みを加えることになる。だが、中・東欧の弱小国は新興国家であり、しかも互に妬み合っているのがあった。かくて、勢力均衡政策の観点からも、ロシアを「ヨーロッパ協調」に引き戻すことはヨーロッパの安定のために解決を迫られていた問題であった。

- (1) Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, p. 3.
- (2) B. Dugdale, Arthur James Balfour (1937), pp. 204-5.
- (3) FR, Paris 1919, IV, 281-82.
- (4) Clemenceau, *Grandeur and Misery of Victory*, p. 243.
- (5) Lloyd George, I, 403.
- (6) Tardieu, *The Truth about the Treaty*, p. 177.
- (7) *Ibid.*, pp. 173-82. この通牒でフランス政府は協定成立の可能な基礎として六つの条件を出した。(一)ライン左岸橋頭堡および領土撤兵の日付と条件が平和条約によつて定められること、(二)ライン左岸および東側五〇キロメートル内の地域の非武装化、(三)英米佛はドイツに課した条件のため常設の検閲委員会を設けること、(四)英米佛は前掲(二)に定めた地域へのドイツ軍の立入りを侵略行爲とみなすこと、(五)英米はライン川五橋頭堡より半径二〇キロメートル内の地域の占領を認めること、(六)英米はフランスに一八一四年の国境を認めること。
- (8) Lloyd George, I, 425.
- (9) Tardieu, *op. cit.*, p. 173.
- (10) ロイド・ジョージの覺書で刺激されるまで、パリに集つた首腦者達はドイツとの講和に本当に全精力を集中させるといふことがなかつたとニコルソンは指摘してゐる。Nicolson, *Peacemaking 1919*, pp. 41-2.
- (11) Lloyd George, I, 404.
- (12) *Ibid.*, 405.
- (13) *Ibid.*, 405.

- (14) *Ibid.*, 406. 従つてロイド・ジョージは、二一〇万のドイツ人をポーランドの支配下に委ねようとするポーランド委員会の提案に反対し、またマジャール人について同様な処置をなすことにも反対した。二七日の会議で、「ポーランドはドイツとロシアの好意なしに存続しえない」というスマッツ將軍の言葉をひいて、ドイツとの間に紛争の原因を残すような領土問題の解決に反対した。
- Mantoux, *op. cit.*, I, p. 48.
- (15) Lloyd George, I, 406.
- (16) *Ibid.*, 408.
- (17) *Ibid.*, 408.
- (18) *Ibid.*, 408-9.
- (19) 戦後のイギリス外交は「平常の」経済活動の交流を増大させる「平和化」、すなわち他国民の間に「平和心理」を作り出すことを目標としていた。ウォルフアースは戦間期のイギリス外交についてこのように述べている。イギリスは「ヨーロッパにおける不安と経済的動亂を免れることをその大陸政策の指導原則にしていた。それ故、イギリスの観点からこの目的に最もかなつていと思われる政治的条件を生ぜしめることをその権利であり義務であるとみなしてゐた。」*Wolffers, Britain and France between Two Wars*, p. 211.
- (20) Lloyd George, I, 409.
- (21) *Ibid.*, 410-11.
- (22) *Ibid.*, 411. 以上のように戦後處理の諸問題がなされた後、次のような提案がなされた。ポーランドはダンチツヒに至る回廊を与えられるが、その場合ドイツ人居住地のポーランドへの編入は最小限にとどめること。ドイツからライオンランドを分離するいかなる試みもなさるべきではないが、同地域は非武装化される。ドイツはフランスにアルサス・ローレンを譲渡する。ドイツはフランスに一八一四年の国境内に入る地域を譲るか、あるいはその代わりに、破壊されたフランスの炭鉱の補償にザール盆地炭鉱の十年間の採掘権とともに現アルサス・ローレンの国境を譲渡する。ドイツはデンマークに対しシユレスウイツヒ地方の一部を譲渡する。賠償の分配率は「フランス五〇%、英帝国三〇%、その他諸国二〇%とする等々。」*Ibid.*, 413-15.
- (23) Mantoux, *op. cit.*, p. 41.
- (24) *Ibid.*, p. 43.
- (25) *Ibid.*, p. 44.

- (26) *Ibid.*, p. 45.
- (27) *Ibid.*, p. 50.
- (28) Lloyd George, I, 417.
- (29) *Ibid.*, 417-8.
- (30) *Ibid.*, 419. クレマンソーは回想録に書いている。ロイド・ジョージがとろうとした「伝統的なイギリスの政策」、それは「島国の住民のためにヨーロッパ大陸を対立したままにしておくことからなっており、それは現在のアナキー状態に導いてしまい、われわれをその中へ巻き込まんと脅かしている。『ウイルソン大統領、彼は』モモン・ローよりも有効なるべき国際法体系の設立以外のなものをも目指すことのないイデオロギーの支持者」である。Clemenceau, *op. cit.*, p. 193. 簡潔ではあるが、この言葉は英米兩國首脳大々の構想についてのクレマンソーのイメージを如実に現わしている。
- (31) Lloyd George, I, 422.
- (32) *Ibid.*, 422.
- (33) クレマンソーが、英米との妥協の必要上、ライン問題で「讓歩」したことは、彼とフォッシユとの激しい対立の原因となつた。クレマンソーが妥協したのは、フォッシユの構想にフォッシユほど重要な意義を認めなかつたからではない。「外交は殆ど常に賭けである。クレマンソーはフォッシユよりも賢明な賭けをしていた。『すなわち、クレマンソーは、英米の反対を押し切つてまでラインを確保することの危険を避け、フランスが、緊急の際に、少くとも連合国の黙諾をもつて道徳的にまた法律上正当な政策を行使しうるような条約を作つたのである。これに対し、フォッシユの政策に従つた場合、フランスは軍事的、外交的に孤立してドイツとの死闘に従事したかもしれないのである。』 King, Foch versus Clemenceau, pp. 72, 125.
- (34) Nicolson, *Peace-making 1919*, p. 238.
- (35) Callwell, Sir Henry Wilson, Vol. II, p. 180.
- (36) Lloyd George, I, 425-26.
- (37) FR, Paris 1919, V, 113-14. 第四二八条、四二九条。
- (38) FR, Paris 1919, V, 118; 494-95.
- (39) *Ibid.*, 494.
- (40) ランニングは「三月二〇日に書いた『現在の状況に関する所見』の中で、英米による保障のもつ「同盟」という面を強調して、

保障条約は国際連盟設立の主たる理由をなくするということで彼が他の二人のアメリカ随員と意見の一致をみたこと、また「かかる提案は『卷々添えを食わず同盟』を回避することを伝統的政策とする合衆国でいかに受け取られるであろうか。勿論、それが取り上げられる時、この提案は「笑たゞをれるべきであらう」と書くところ。Lansing, *The Peace Negotiations*, pp. 179-80.

(41) E. H. Carr, *Conditions of Peace* (1944), p. 193.

(42) Lloyd George, I, 427.

(43) FR, Paris 1919, VI, 108-9.

(44) Lloyd George, I, 433.

(45) Carr, *op. cit.*, p. 194.

Lloyd George and the Reconstruction of Europe (II)

Hiroshi YOSHIKAWA

Lecturer of Political Science
Hokkaido Gakugei University

In the scheme of the peace, Lloyd George accepted establishment of a League of Nations. It does not mean that he accepted the Wilsonian idea. The League of Nations, in his view, was an instrument of co-operation to maintain an international oligarchy. The League idea inherited the idea of the Concert of Europe — an international oligarchy in the nineteenth century. During the war, forces of movement attacked the old order and demanded to establish a League of Nations, so the governments of the Allied Nations proposed a League of Nations. But the ruling classes laid plans to distribute “spoils” behind programmes of new diplomacy. In the peacemaking they satisfied their imperialistic desire on the pretext of a mandate system. In his every scheme such a realistic calculation is remarkable.

He proposed an immediate and drastic reduction in the armed forces of Germany and general disarmament. British delegates urged that a League of Nations would be a sham if there were no disarmament. They calculated the relative superiority of Great Britain in balance of power, while they proposed the disarmament. In the question of the reduction in the German army, the military experts of the most countries decided to adopt a compulsory short-service system. Lloyd George objected to it on the grounds the question was political, rather than purely military. He proposed a principle of voluntary long service.

In the peacemaking, the principles of settlement of Wilson and “the Carthaginian peace” of Clemenceau took the field. On the one hand Lloyd George challenged the former’s principles, on the other hand he opposed the latter’s policy of repression to Germany. The French desired the maximization of *sécurité* that consisted of establishment of strategical frontiers, ownership of the

Saar valley and integral reparation. As against this the British aimed at the minimization of insecurity in Europe. Lloyd George endeavoured to satisfy the French demand for security without abandoning his resolve to tolerate no new Alsace-Lorraines. To compromise their disputes, he proposed the guarantee treaty, promising to protect France against the unprovoked aggression. It was a pact for compromise. The British policy did not assume that the possibility of restoring the balance of power in the continent did not exist. This treaty itself was based on the premise that Germany's power could not be balanced by the alliance of weaker states headed by France. But their aim in this policy was to check France, and the British did not throw away the hope to retire once more into the splendid isolation.